

600
23



* 0023076000 *

2

0023076-000

600-23

経済政策要論

小原律枝・著

松邑三松堂

昭和4

ADD

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年3月23日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

經

濟

政

米

要

論

卷之三

法學博士 財部靜治校閱
經濟學士 小原律枝著

經濟政策要論

東京 松邑三松堂



經濟政策要論

目次

第一編 商業政策

第一章 總論.....一

第一節 經濟政策の觀念.....一

第二節 商業政策の意義及び種類.....四

第二章 内國商業政策.....七

第一節 内國商業政策の特質.....七

第二節 内國商業政策の施設.....一〇

第三章 外國貿易政策.....一四

第一節 外國貿易政策の特質.....一四

第四章 外國貿易政策の變遷及び學說.....一九

第一節 重商主義……………一九

第二節 自由貿易主義……………二四

第三節 保護貿易主義……………三一

第四節 保護貿易主義の論據……………三八

第五章 關稅論……………四三

第一節 關稅……………四三

第二節 關稅制度……………四九

第三節 差別關稅……………五四

第四節 我國關稅制度の沿革……………五五

第六章 輸出及び通過獎勵制度……………六〇

第一節 輸出獎勵制度……………六〇

第二節 通過獎勵制度……………六三

第七章 通商條約と關稅同盟……………六七

第一節 通商條約と最惠國條款……………六七

第二節 關稅同盟……………七一

第二編 工業政策

第一章 總論……………七六

第一節 工業政策の概念……………七六

第二節 工業政策の變遷……………八四

第二章 工業政策上の諸施設……………八九

第一節 工業所有權……………八九

第二節 同業組合商品檢查制度及び工業教育……………九三

第三章 勞働問題……………九六

第一節 勞働問題の真相……………九六

第二節 社會主義……………一〇一

第三節 社會改良主義……………一二三

第四章 勞働組合……………一二五

第一節 勞働組合の本質……………一二五

第二節 勞働爭議と爭議和解仲裁制度……………一三三

第三節 我國の勞働爭議調停法……………一三六

第五章 勞働者保護法……………一三三

第一節 工場法……………一三三

第二節 勞働保險……………一三七

第三節 失業救済……………一四三

第四節 最低賃銀法……………一五三

第三編 財政學

第一章 總論……………一五七

第一節 財政及び財政學……………一五七

第二章 經費論……………一六二

第一節 經費の意義……………一六二

第二節 經費の原則……………一六五

第三節 經費の分類……………一六七

第四節 經費膨脹の趨勢……………一七〇

第三章 收入論……………一七四

第一節 收入の意義……………一七四

第二節 收入の分類……………一七五

第四章 租稅總論……………一七八

第一節 租稅の意義及び術語……………一七八

第二節 租稅の原則……………一八三

第三節 租稅の轉嫁及び歸着……………一八九

第四節 租稅の分類……………一九三

第五節 租稅制度……………一九五

第五章 租稅各論……………二〇〇

第一節 所得稅……………二〇〇

第二節 收益稅……………二〇四

第三節 財產稅……………二〇七

第四節 交通稅……………二二二

第五節 消費稅……………二二五

第六章 手數料……………二二九

第七章 私經濟的收入……………二三三

第一節 總論……………二三三

第二節 官有財產收入……………二三四

第三節 官業收入……………二三六

第八章 公債論……………二三三

第一節 總論……………二三三

第二節 公債の性質及び種類……………二三四

第三節 公債の募集發行……………二三八

第四節 公債の償還及び借替……………二四三

第九章 財政行政論……………二四六

第一節 總論……………二四六

第二節 豫算……………二四七

第三節 豫算の監督……………二五一

第四節 決算……………二五三

經濟政策要論 目次終

經濟政策要論

法學博士 財部 靜治 校閱
經濟學士 小原 律枝 著

第一編 商業政策

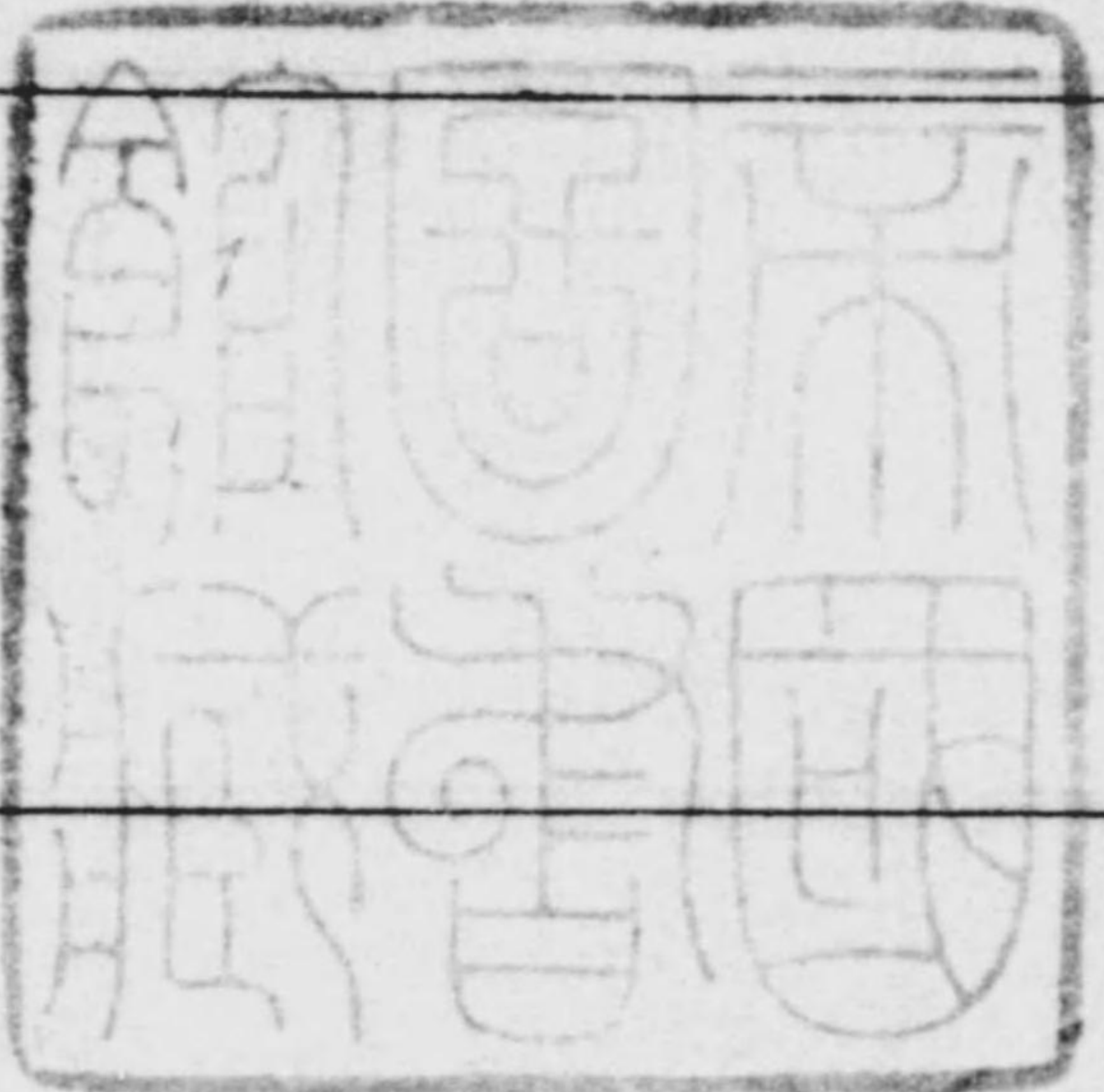
第一章 總論

第一節 經濟政策の觀念

■ 經濟政策の意義 Economic Policy 經濟政策とは國家の目的達成の手段としてなされる各種の施設中、直接國民經濟に影響を及ぼす一切の施設を云ふ。⁽¹⁾ 今此定義を分析すれば

一、經濟政策は國家の目的達成の爲めにする施設である。抑

⁽¹⁾ 經濟政策の主體に就ては學者間に議論がある。



a. 國家を主體とする
説(神戸博士、本
書)
b. 國家及公法人を主
體とする説(グル
ンチェル)
c. 國家・公法人・私法
人・私人すべてを
主體とする説(フ
イリップポヴィツチ)

も現代の國家は舊時と異なりて、單に其獨立を維持し權利の伸張を計るのみならず、進んで其國の物質的並びに精神的文化の發展を計るを目的とする。従つてそれ等の目的を達成する爲めには、諸多の施設をなさなければならぬ。軍備・外交・宗教・教育等に關する百般の施設は、いづれも此目的の爲めになされるのである。經濟政策も亦斯の如き目的の下に、國家が爲す所の施設の一である。

二、經濟政策は國民經濟に關する施設である。上述の如く國家がなす所の施設は、就れも其範圍頗る多岐に亘つてゐるが、經濟政策は其國民經濟に關するものみに止まる。而して茲に國民經濟に關する施設と云ふは、必ずしも國民經濟の發達進歩を圖るもののみとは限らない。他の政策の爲めに或種の經濟活動を阻止制限する必要が生ずる。蓋

し經濟政策は國家の政策である故に、經濟政策以外の諸種の國家の政策を考慮に入れずしては經濟政策と稱することは出来ない。換言すれば、經濟政策は他の各種の政策に抵觸する所があつてはならない。従つて或種の經濟活動は、他の政策の爲めに、阻止制限される場合あることも豫想しなければならぬのである。

三、經濟政策は國民經濟に直接影響を及ぼす施設である。蓋し一國外交・宗教・教育等諸多の施設は、國民經濟と直接關係を有するものではないが、之等と雖も間接には國民の經濟生活と交渉をもつことは勿論である。されど間接に交渉をもつた故を以て、之等の施設をも經濟政策の中に包含せしめるときは、其範圍餘りに廣きに失するから、之に一定の限界を與へなければならぬ。即ち經濟政策は國民經濟

に直接影響を及ぼす施設のみを指すのである。換言すれば、商業・工業・農業等の方面に於て、如何なる施設をなすべきかと云ふことである。

■ **経済政策の分類** 経済政策は直接國民經濟に影響を及ぼす一切の施設を云ふのであるが、國民經濟は産業の種類に従つて商業・工業・農業等に分つことが出来るから、経済政策も亦自ら商業政策・工業政策・農業政策等の部門に分類することが出来る。⁽²⁾但し本書に於ては、経済政策の全般に亘つて説明することは出来ないから、只商業政策と工業政策の概要を示すに止める。

研究問題

1. 私法人・私人等を経済政策の主體とするの可否を論ぜよ。

第二節 商業政策の意義及び種類

■ **商業政策の意義** Commercial Policy 商業政策は経済政策の一部門であつて、國家が商業を支配するが爲めに設けたるあらゆる施設を云ふ。

⁽²⁾ 水産政策・鑛業政策・交通政策・植民政策等はいづれも経済政策の範圍に屬する。

欠

MISSING

濟は他の國民經濟に對し、自己の經濟的利益を取得進涉することに力めなければならぬ。所謂國際的經濟競爭とは、この目的の爲めに行はれる國と國との經濟上の競争である。この國際的經濟競争によつて、優越の地位を占めんが爲めの國家施設の總體を外國貿易政策と云ふ。

外國貿易政策に關しては、内國商業政策に於けるが如く、之を自由に放任することは出来ない。蓋し一國の對外經濟活動を自由に放任するときは、國際間に優勝劣敗の結果を生じ、國土・氣候・水利・技術・資本等の劣れる國は、之等の優れる國に壓倒せられ、將來内國に於て起るべき可能性ある産業も遂に發達する望みなく、又一國の對外經濟活動にして、自給自足の基礎の上に立たなければ、一朝政治上の連鎖が絶え、國際間に争を生じたる時は、國民經濟は大いに威嚇せられる惧がある。故に各國はそれ

ぞれ其國の事情を基礎として、如何なる關係を以て外國に對せば有利なるかを講究し、或は輸入税を設け外國品の輸入を困難ならしめて内國産業の育成を圖り、或は通商條約を締結して自國商品の販路を擴張し、或は輸出獎勵金を交附して輸出を容易ならしめる等、國家はあらゆる方面に於て、保護干渉をなし寸時も止むことなき状態である。要するに各國はその内國商業に關しては自由に放任し、一般に消極的性質を有するに反し、外國貿易に關しては一般に保護干渉の方法を採り、積極的性質を帶ぶるのが常である。

■外國貿易の原理 外國貿易の行はれる原因は種々あるが、個人間の取引又は國內異地方間の取引と同じく、各國が其長ずる所に従つて専ら特殊生産に當り、互に有無相通ずるときは、資本・労働を最もよく利用する所以であつて、經濟上有利であるから

である。此意味に於て外國貿易は所謂地方的分業の一であると謂へる。只國際間の分業と國內異地方間の分業とは其行はれる方法に於て、大いに趣を異にする點に注意しなければならぬ。

例へば同一國內甲乙兩地に於て各々鐵・石炭を生産すると假定する。而して甲地に於ては鐵は一噸一五〇圓、石炭は一噸五圓の生産費を要するに反し、乙地に於ては鐵は三〇〇圓、石炭は一五圓の生産費を要するとせば、一國の内部に於ては資本・労働の移動は極めて容易であつて、自由競争が激烈であるから、鐵・石炭に用ひられたる資本・労働は乙地を去つて甲地に集中せざるを得ない。このやうにして各地が其絶對的長所に資本・労働を集中して生産に従事する結果は生産費を減じ、物價は低落し、資本と労働の節約となり、之を他の有用なる生産に移すことが出

來るから、國民經濟上の見地から見て非常に有利と言はなければならぬ。

これと同じく各國間に於ても、生産に最も適する國に資本と労働を集めて生産するときは、生産費は減少し、物價は低落するから、世界經濟上より見て歓迎すべきではあるが、國際間に於ては資本と労働は言語・風俗・法制等の不同、外國事情の不明、愛國心等の爲めに其移動が容易でなく、又たとひ一國に於ける諸種の生産が他國よりも絶對的に劣つてゐても、其國民經濟を維持するが爲めには、比較的生産費の少なき生産を選んで之に資本・労働を集中せざるを得ない事情がある。故に國際間の分業は、國內異地方間の如く絶對的に有利なる生産をなして、之を他地方の絶對的優秀の生産品と交換するのではなく、自國の諸種の生産中、比較的長所とする所を選んで生産し、之を以て他國の比較

的長所とする生産品と交換するのである。前掲の例に於て乙國は資本・労働をすべて甲國に集中せずして、其一部を自國に於ける比較的生産費の少なき鐵の生産に集め、以て國際的分業をなす傾向があるのである。之を相對的生産費の原理と云ふ。

研究問題

1. 外國貿易上に現はれる分業の特異性を述べよ。

第四章 外國貿易政策の變遷及び學說

第一節 重商主義

■ 重商主義 中世紀の直後を受けた經濟思想を重商主義と云ひ、十六世紀より十八世紀に至るまでの歐洲諸國に於ける經濟政策の基調をなした經濟觀であつた。⁽¹⁾ 其根本の精神は、從來の地方的及び都市的範圍を脱して、總て國家を基礎とし、其政治上の統一と經濟上の富強を期するを目的とするの點に存し、理論

⁽¹⁾ マーカンチリズムとは近世の初期より重農主義の發生する迄の政策及び學說のアドム・スミスが命名したものである。

上實際上極端なる保護干渉を以て其目的を達せんとした。此主義は統一ある主義綱領とか法規制度とかを有するのではなく、各國それらの國情によつてその適用を異にしたのであるが、亦多少共通の特徴がないではない。今其中最も著しきものを挙げれば、貨幣を以て國富の源泉であるとし、其材料である金銀の蓄積に腐心したことである。經濟學の幼稚なる時代に於て、學者政治家相率ひて、國家の富裕は其内に存在する金銀の多少によると思考するは、決して怪しむに足りない。惟ふに貨幣の缺乏の爲めに滅亡せる羅馬帝國の後を承け、加ふるに帝國の建設、列國の對峙のため、歳出の増加を惹起したる歐洲各國に於て、勢ひ發起せざるを得ざる觀念である。

かく貨幣を以て國家唯一の富源であるとし、之を潤澤ならしめんとする考は、殖民地の占領、内地鑛山の管理、金銀の輸出禁止及び輸入獎勵の政策を生み、更に一轉して内國商業を輕視し、外國貿易を極端に獎勵する政策を生んだ。前者を金銀直接吸收政策と云ひ、後者を貿易差額政策と名ける。

曰重商主義の變遷

一、金銀直接吸收政策 貴金屬の發掘管理に熱中し、其輸出を禁止し、輸入を獎勵する政策である。西班牙がアメリカを領有し、之を經營したる政策は、全く此方法にして、其目的は徐に土地を開拓しようとするのではなく、只鑛山を發掘して金銀を母國に持歸り、其輸出を禁止するにあつた。西班牙に次いで英佛も此政策を採つたけれども、素々人爲を以て完全を期し得べきものではなく、加之金銀の蓄積は、物價の騰貴、商品の輸入を助長し、遺憾なくこの主義の缺點を暴露するに至つた。

二、貿易差額政策 各個取引の差額と全貿易の差額の二方法

に分たれる。

(イ)各個取引の差額 Balance of Payments 英國に於て最も完全に行はれたる政策にして、英國に於て商品を販賣したる外國商人は、其得たる代金を以て直ちに英國製品を買はしめ、英國製品の輸出に對しては、代金の一部を貨幣を以て支拂はしめんとするもので、此法規の實行を期する爲め、外國貿易を行ふ市を選定し、Ships' Town 關稅吏を置いて個々の貿易取引を監視せしめた。(2) 此主義の實行は、甚だ困難にして、徒らに商業の發達を阻害する結果に終つた。

(ロ)全貿易の差額 Balance of Trade 個々の取引差額に干渉せず、全體としての貿易を管理し、一國の輸出總額が輸入總額に超過することを期するものにして、此全貿易超過額こそ國家の富

(2) この法律を資金使途法 (Statutes of Employment) と云ふ。
 (3) トーマス・マンの主張したものであつて彼は其著「英國を富裕ならしめ其貴金屬を増加せしめる方策」と題する章に於て「我國の富及び貴

金屬を増加せしめる普通的手段は外國貿易に存する」年々我々が消費する外國財貨の額よりも彼等に賣却する我國財貨の額を大にすべきである」と言つた。

(4) 航海條令の主なる項目は、歐洲の產物を英國又は英國植民地に輸入するには英船か其產國の船に限り、歐洲以外に産する貨物を英國又は其植民地に輸入するには英船に限る等であつた。

(5) 佛蘭西に於てはコルベエルによつて此主義が實行された。彼は國內の關稅を撤廢して之を國境に移し交通機關の進歩を圖り商品の品質を規定して其向上を促した。

を増加する唯一の手段であると説くものである。(3) 而してこの有利なる貿易差額の結果を得るが爲めに、國家はあらゆる方面に於て、頗る嚴重な干渉をなすに至つた。即ち(一)外國貿易は自國の船舶に依らしめる規定を設け(二)輸出には獎勵金を與へ(三)原料品の輸入を自由にして精製品の輸入は極力之を防止し(四)更に商工業を積極的に保護獎勵する爲めに、國內の交通機關を發達せしめ、又内國關稅を廢する等各種の施設を行つた。この主義を最もよく實現したものは、一六五一年クロンウエルの發布した航海條令である。(4)(5)

目 重商主義の批評 重商主義による干渉政策は、二世紀間に互りて歐洲に於て全盛を極めてゐた。而して各國とも其諸施設のため、商工業は未曾有の活躍を見るに至り、其國民經濟を完

(6) ポアギイユベールは「國富は金銀のみより成るものではなく有用の財殊に農産物より成る」と云つた。ポーバンは「勞働は富の基礎で農業は其中最も重要なものである。公平と自由とは産業に必要な條件である」と云つた。

成するに與つて力あつたことは認めなければならぬ。然れども此主義は國富の主要を貨幣に歸し、之を得るために極端なる干渉を敢てしたるの缺點を有し、貿易差額を自國に利して金銀の吸収を完行せんとしたる結果は、商工業のみを偏重し、國內農業の不利を省みざる弊に陥り、遂に重農主義の自由貿易主義の勃興を喚起するに至つた。(6)

研究問題

1. 重商主義の根本思想と其缺點を略述せよ。

第二節 自由貿易主義

■ 重商主義の反動 重商主義が各國經濟の進歩に大なる貢獻をなしたことは疑ふに餘地はない。然しながら、一國經濟が發達して一定の程度に達するに及んでは、最早煩瑣なる國家の保護干渉は却つて人類の自由活動を抑制し、商工業の發展を阻害し、加之商工業に偏する保護は、農民の不平を誘致し、遂に彼等の

(1) すでに十七世紀以來特に英國に於て貴金屬の所有及び商工業過重に反對した學者が現はれてゐた。ウイリアム・ペター、ジョン・ロック、ダドレー、ノース等である。中にもノースは自由主義を高唱して「國民が富むのは國家的規制によるのではなく平和と勤勉と自由とによるのである」と主張した。

(2) Physiocrat と云ふ文字はギリシヤ語の *Phisika* (自然) *Kratia* (力) の二字から成るので此學派は自然法則の存在を肯定しこれによつて人類が生活を營む場合人間の福祉は實現せられるものであると云ふ信念を表はしたものである。

反抗運動を惹起するに至つた。さはれ十八世紀に至つて、自由放任主義の思想は保護干渉主義の反動として擡頭し「自由に歸れ」の聲は當時の人心を鼓舞する福音となつた。自由貿易主義は實にこの自由放任主義を母胎として生み出されたものである。而してこの主義を代表せる學者を、重農學派及びアダム・スミス一派とする。(1)

■ 重農學派

重農學派の學説は佛蘭西人ケネーの首唱にかゝる。この學派が重商主義に反對したる主張は、二つの方面から觀察することが出来る。(2)

其一つは凡そ社會の事物には人類自然の性質に基く自然の秩序がある。この秩序こそ正理のものにして、之に信賴し、社會は自然に放任する場合に於て、初めて完全なる發達を見るものである。即ち自由放任の教義は、萬古不易の原則であると主張

(3) この主義はかの有名な標語「爲すまゝにして置け行くまゝにして置け世界はひとりて進んで行く」と云ふうちによく言表はされてゐる。

したことである。(3) 其二は總て生産費を償ふて尙餘りある餘剩、即ち純生産を生ずるは、單に土地のみであるとの考から、土地を以て富の唯一の原因であるとなし、従つて農業を唯一の生産的のものであることを明示し、商工業の如きは單に農業の附屬物たるに過ぎないとして、之を輕視したことである。

然れども、元來人類は無より有の一分子だも造りだすことは出来ぬ。農業も工業も等しく無より有を生ぜしめるものではなくして、單に物の效用を發生増加せしむるに過ぎない。獨り農業のみを生産なりとして、商工業を排斥するは當を得たるものではない。故に重農主義の第二の論據は、經濟學の發達と共に顧みられぬことゝなつた。これに反して、彼等が自然法を強調し、政府よりも各人は各人の利益を知ると云ふ自由放任の主張は、重農主義に對する痛烈なる反駁であり、ひいては一般學術

(4) 富國論第四編に於て自由貿易論は悉されてゐる。富國論は實は自由貿易論を述べた爲めに書かれたものだと説く學者さへある。

(5) 日本に於て既に維新前に自由貿易主義を唱へた者がある。佐藤信淵の列國史略がそれである。又維新後に於ては田口卯吉の經濟策・續經濟策は最もよく自由貿易の主義を代表した。

(6) 多くの學者は人間の性情又は人間性をその學說の出發點とする。例へばマルサスは人間が生存する爲めには食物と性欲は必要にして不變であると云ふ人間性を空想社會主義者たるゴトウインやオウエン

界及び思想界に大動搖を惹起するに至つたのである。アダム・スミスの自由貿易論の先驅をなすものは、實に重農主義のこの思想である。

自由貿易主義 正統學派の祖アダム・スミスは、其名著富國論に於て重農主義の思想を祖述修正し、自由主義的貿易政策を提唱し、重農主義の保護干渉主義に痛烈なる批評を加へた。(5)

彼は個人の行動は其利己心に基くものとなし、一切の經濟活動も、個人の利己心を束縛することさへなければ、圓滿に行はれると説き、國家の任務を國防・保安・公益進捗に限定し、保護關稅其他經濟上の自由を阻止する一切の障害を除去したならば、國家の發展は期し得られるとなした。(6)

この根本的見地よりして、彼の重農主義が國富増進の爲めに生産者の利益をのみ保護促進するに努め、消費者の利益を犠牲

は理性と云ふ人間性の一面をマルクスは人間に關する唯物的な解釋がいつれもその所論の出発點となつてゐる。スミスも同様に人間には利己心ありと云ふことを以てその思想の全色彩を支配してゐる。

にして顧みなかつたことを批難し、兩者の利益は出来るだけ調和を保たなければならぬのであつて、その不調和は畢竟保護干渉の結果であると論じた。更に彼は一國の産業の盛衰は、其國の資本と労働の總量に従つて決定されるものであるから、國家が保護政策によつて或種の産業の發達を企圖するときは、其産業のみは盛となるべきも、其反面に於てそれだけ他の産業の資本と労働とが減少することゝなるから、之を正常の發達とは稱し難い。國富増進の道は、國內の資本と労働の總量を増加せしめる以外に無く、従つてあらゆる保護干渉を撤し、正義に反せざる限り各人をして自由に行動せしむるならば、自己の利益を追ふ個人は最もよく其資本・労働を利用する。而して個人は社會の利益を顧慮して行動するものではないが、自己の利益の追求は、自ら必然的に彼をして、社會にとつて最も有利なる方面に資

本・労働を利用するに至る。かくて各人は互に自己に最も適した産業に従事し、自己の餘剩物を以て他の餘剩物と交換し、有無相通ずるときは、雙方を益するものである。而して斯の如き分業を、一層擴張して各國が各生産條件を異にするが爲めに自國に適する産業を以て、國際的分業をなすときは、各國の産業は之が爲めに大いに興り、社會全般の利益は大いに進捗せられることを切論した。

依是觀之、スミスの自由放任主義及び自由貿易論の論據は、重農學派と等しく、(一)各人は最もよく各人の利益を知るものにして、(二)經濟上自己の利益の追求は、亦一般の利益に資するものであるとの二思想に基くものである。彼が國家の任務を國防・保安・公益進捗に限定し、高率の關稅や輸入禁止を以て社會にとつて有害であるとなすのは、この思想の當然の歸結と云はなければ

パゼオットはスミスの業績を評して「英國に於ける殆んどすべての者の生活は多分一人残らずその結果によつて差異を生じよりよくされてゐる。他の如何なる政治哲學もその千分の一だけの影響を我等に及ぼしたものは無い」と言つた。⁽⁷⁾

自由貿易主義は英國マンチエスター一帯の地に於て最も多く其崇拜者を出したのでマンチエスター學派(Manchester School)とも云ふ。⁽⁸⁾

ばならぬ。⁽⁸⁾

四 自由貿易政策の發展 スミスの後マルサス、リカード等の碩學輩出して、英國に於ける自由貿易主義は、益々其論據を強固にするに至り、實際の政策上にもその實現を見るに至らしめた。即ち英國に於ては、十九世紀始頃より、關稅改正に關する議論が朝野の大問題となり、關稅に對する非難は先づ穀物條令を中心として起りたるが、一八三八年コブデンやブライトを代表的闘士とする、穀物條令廢止運動が起され、穀稅の如きは徒らに穀價を高からしめ、商工業者及び一般の生活費を大ならしめるに過ぎないとて、大いに輿論を喚起し、一八四六年ピールの首相たりし當時、遂に穀物條令を廢止せしめた。更に一八四九年には、有名なる航海條令をも廢止し、一八五三年には沿岸航海法を廢して、外國船に自國沿岸航海の自由を與へた。自由貿易の發展は

欠

MISSING

(1) 一八一六年以來十九世紀頃までの米國の保護關稅はこの幼稚産業保護主義である。

(2) 米國ハミルトンは國民性を助長せしめる手段としてこの説を賞揚した。

らぬ。この外國競争の不利を除くが爲めに、國家の保護を必要とするとの主張を教育關稅論と云ふ。⁽¹⁾ リストの保護貿易論はこの主張に基くものである。但しその産業は何時までも保護するのではなく、其發達が或程度に達し、保護の必要がなくなれば撤廢しなければならぬ。何となれば、永久の保護は消費者の利益を害する結果に終るからである。

■ 國民經濟獨立說 國內の産業が獨立せず、經濟上他國に依頼するが如き状態にあるならば、國際間の連鎖が絶えたる時、其國民經濟は危険なる地位に陥り、國民の生活は威嚇せられざるを得ない。之を防ぐためには、總ての産業を保護して、國民經濟の獨立を計るに如くはないと主張する。獨逸ワグネルの首唱にかゝるものであつて、國民經濟獨立說と唱へる。⁽²⁾

■ 國內市場保護主義 米國ヘンリー・クレイの唱へたものであ

つて、主として米國に於て適用されたものである。抑も米國は東北部は工業地で、南部・西部は農産地である關係上、腐敗し易き農産物を不安定なる外國市場の需要にまつよりも、農産物の内地市場を起して、その需要を恒久的・確定的にすることが有利である。農産物の内地市場を起すには、保護關稅で内地工業を保護することを要し、工業の發達は多數の労働者の集中となり、都會は發達し、原料及び食料の需要大いに起ると云ふに基く主義である。之を國內市場保護主義と云ふ。

四 社會的保護關稅主義 一國の工業が、外國の競争のために壓倒せられるときは、企業家の不利益は勿論、労働者の失業と、賃銀の低下を齎らし、社會政策上重大なる結果を來すを以て、此見地より、工業に對して保護政策を行ふべきことを論ずる。社會的保護關稅主義と稱し、此説は米國に於て唱へられたものである。

Home Market Argument

Unpaid Labour

Argument

五 諸主義の批評 國民經濟獨立説は甚だ巧妙であるが、今日に於ては各國とも人口多く、財に對する各人の欲求は多種多様であるから、これ等多種多様の財の供給をなし得る國家でなければ此主義は實行し難い缺點がある。國內市場保護主義は、米國の如き大國に於ては其論旨は正當であるが、其他の諸國に於ては、この主義の適用は到底行はれない。又社會的保護關稅主義は、工業を保護すれば労働者の賃銀は昂騰すると論ずるも、それは誤である。何となれば、賃銀は別に定まる理由があるのであつて、工業に對する保護政策の有無によつて、賃銀に高低を生ずるものではない。之を要するに、リストの云ふ如く、幼稚なる産業保護が保護貿易主義の最も強い論據と云はなければならぬ。但し幼稚産業の域を脱したるとき、其保護を撤廢することは甚だ困難にして、多く永久的保護となる傾向ある一事は、此主義の

常に受ける非難である。

研究問題

1. 保護貿易論の諸主義の要點を述べて批評せよ。

第五章 關稅論

第一節 關稅

(1) アダム・スミスに從へば關稅とは習慣的支拂をなしたるものなるが故に習慣(Custom)の字を以て其ま、關稅の意に用ひたものであると。

關稅の意義 關稅とは一定の境界線を超えて移動する貨物に賦課する公課である。⁽¹⁾ この一定の境界線を關稅線と云ひ、普通一國領土の外圍線と一致するけれども、時として然らざることがある。關稅は其起源を國內の橋梁港灣等の使用料及び商人商品の通過保護に對する保險料に發する。其後君主又は國家が之を以て、其財政的要求を充さんとする手段に供し、こゝに租稅の性質を帶ぶるに至り、更に重商主義時代以後に於て、一轉して國內産業の保護獎勵手段として利用するやうになりて今

(2) 現在輸出税を課する國は土耳其・埃及・西班牙・支那等數國に過ぎない。

(3) 輸出税を課すると自國の生産品が買れなくなるが其國の專賣品で他國が生産し得ないもの例へば智利の硝石、馬の煙草、麻、尼刺の麻等には輸出税を課してゐる。我國台灣の樟腦は政府の專賣となつてゐるから一種の輸出税が課せられてゐるものと見ることが出来る。⁽⁴⁾ 我國に於ては通過貨物に對しては指定したる關稅通路により豫め税に相等する擔保を提供せしめる。

日に及び、商業政策上甚だ重要な意義をもつ。

關稅には輸出品に課する輸出税、通過品に課する通過税及び輸入品に課する輸入税の三種があるが、今日の文明國に於ては輸出税は産業の發達を阻害するものであるとの理由で、輸出品には課税しないのが普通である。又通過税も支那の釐金税落地税の名の下に、其殘骸を留めてゐる丈で、各國は殆んど此税を課しない。現今進歩せる諸國にあつては、輸入税のみ獨り重きをなし、普通關稅と云へば、この輸入税を意味するのである。⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾ 現在我國に於て課税して居るのは輸入税だけである。

關稅は財政關稅と保護關稅の二種に區別することが出来る。

一、財政關稅

主として財政上の見地より、なるべく多額の收入を得る目的の下に課するものである。從來英國の採用

し來つた關稅は財政關稅である。財政上收入を得るのが

目的であつたから、單に國境に於て之を課したるのみならず、内地に於ても所謂國內關稅として廣く賦課した。然し國內關稅は、國內の産業・交通を阻害すること甚しきより、各國とも其後之を廢止した。

二、保護關稅

Protection Custom Duty

主として國內に於ける産業を保護獎勵する爲

めに賦課するものである。即ち關稅を以て、外國品の輸入に對する障壁を設け、内地に於て生産せられる同一又は類似の商品の生産を保護するのが、保護關稅の普通の方法である。之によりて幼稚なる産業は次第に隆興し、從來繼續せる事業もその利益を大にすることが出来る。從來米國佛蘭西・獨逸・日本等は、この保護關稅を採用し來つた。

財政關稅と保護關稅の區別は、以上の如くであるが、實際に於ては、かくの如く二者其一方に偏する關稅があるのではなく、多

(5) 英國に於て行はれる珈琲・酒精・コリア等に對する關稅は純然たる財政關稅である。

(6) 獨逸に於て一九〇〇年から一九〇三年の間に農業關稅に關して學者間に激烈なる論争があつた。ワグナーは農業關稅論の主唱者であつて、ブレシタノは其反對論者であつた。

くの關稅は、この兩者の目的を兼有するのが常であつて、財政關稅と稱せられるものも、國內の産業保護を考慮しなければならぬと同時に、保護關稅も亦財政上の收入を全然度外視することは出来ない。(5)

保護關稅は其保護の對照に従つて、**農業關稅**と**工業關稅**に分つ。保護關稅の中にて、農業者の保護を目的とするものを農業關稅と云ひ、工業者の保護を目的とするものを工業關稅と云ふ。獨逸の關稅は、農業保護を主眼とするものであるから、前者に屬し、米國の關稅は、工業者保護を目的とするものにして、即ち後者に屬する。(6)

保護關稅制度の設けられたる當初は、専ら工業關稅のみであつたが、十九世紀の末葉より二十世紀の始めにかけて、中歐諸國は人口稠密・農業集約となりて、收穫漸減の法則の壓迫に苦しみ

加ふるに交通機關の發達に伴ひ、米國其他の農産物が頻りに輸入せられて、中歐諸國の農業を壓倒せんとする勢を生じ、爲めに農業保護の必要を痛切に感ずるに至り、こゝに農業關稅の實現を見るに至つたのである。現時に於ては、各國は工業保護を主とし、農業保護を従として、保護の勢を助長しつゝある。

保護關稅は保護の程度により單純なる保護關稅と禁止的保護關稅に區別する。單純なる保護關稅とは、單に國內産業の保護助長の爲めに適當なる稅率を適用するものである。之に反して禁止的保護關稅とは、自國産業及び其發達に妨害となる貨物の輸入に對して、極めて高率の關稅を課し、其輸入を不能ならしめて、自國産業をして内國市場に於て獨占的地位を與ふるものを云ふ。⁽⁷⁾ 乍併關稅は、國內稅と異なり、外國との關係であるから、自國が高率の關稅を課しても、條約の協定なき限り、相手國も

(7)我國に於て大正十三年法律第二四號に於て規定されたる釐澤品一〇品について從價十割の高率を課したのは禁止關稅の一種と云へる。

亦自由に應戦し、所謂報復關稅なるものを誘致するから、所期の目的を達することは出來ない。故に現今では禁止的保護關稅を課することは甚だ稀である。

關稅率の標準 財政關稅たると保護關稅たるとを問はず、其關稅率の定め方を見るに、貨物の價格を標準として、其何割何分

と定めるものと、貨物の重量・容積・尺度・面積等一定の數量を標準として、金幾何と定めるものがある。前者を從價稅と云ひ、後

者を從量稅と云ふ。其就れの方法によるも、稅率を一定して、之を關稅定率表に集記して、貨物輸入の場合之に照して徵稅する。⁽⁸⁾

此二種の稅率の利實得失に就ては一利一害がある。先づ從價稅にありては租稅の負擔公平にして、産業保護の目的を達する爲め適當の稅額を定め得る利益があるが、其反面に於て亦種々の弊害もある。即ち此制度に於ては、各種の稅率を評定する

(8)現時我國關稅定率表の稅目七一九無稅は約一三〇である。

に非常な手數と多額の經費を要するのみならず、課税價格の評價は、多く輸入者の申告を俟つてなすから、彼等は關稅の負擔を免れんが爲めに、動もすれば虚偽の申告をなし、又稅關吏の側に於ても、往々收賄等の犯罪を犯すことがあるから、之が監督の爲めに、一層の繁雜を加ふる缺點がある。

次に從量税について云へば、此制度は課税の標準が明確であるから、徵稅上の手續甚だ簡便であり、又輸入者稅關吏の不正手段を行ふ餘地極めて少なく、監督取締の勞費を省き、事務の敏捷を期するの利益がある。乍併同種類の貨物にして、品質及び價格の相違甚しきものにおいて、關稅負擔の不公平を生ずることとなり、加之重量容積の大なるものに高く稅する結果、粗製品に重く、精製品に輕きこととなり、産業保護の主旨を沒却する缺點がある。

(9) マレー諸島・蘭領東印度・英領北ボルネオ・土耳其等の小國又は植民地は殆んど全部從量税を採用す。波斯・セルビヤ・佛領印度支那等は殆んど全部從量税を採用する。
米國・南米諸國・加奈陀・新西蘭・埃及・モナコ・ブルガリヤ等は特に從價税に重きを置く。
英佛獨等の歐洲諸國の大部分。日本・南亞米利加中の數國・南亞關稅同盟等は特に從量税に重きを置く。

かくの如く、兩稅率は共に一利一害があるが、現今多くの國は、徵稅の手續簡便なる從量税によりて課税し、貴重品・美術品・奢侈品其他高價なもの及び價格の變動し易き物に關しては、從量税によるのが現状である。(9)

研究問題

1. 現時輸出税・通過税の行なはれない理由を説明せよ。

2. 財政關稅・保護關稅・從價税・從量税とは何ぞや。

第二節 關稅制度

■ 關稅制度 關稅は租稅の一種であるから、其稅率の決定は、一に全く一國の主權に屬すべきものにして、國家は全然自己の單獨意志を以て決定し得るのが原則であるが、世界の各國が互に相交通し、國際的分業の行はれる現時に於ては、單に自國の都合上のみから勝手に稅率を定め難き場合が多く、爲めに關稅制度上種々の區別を生ずる。

關稅制度の主なるものは**國定稅率制度・最高最低稅率制度**及び**國定協定稅率制度**の三種である。

一、**國定稅率制度** General or Autonomous Tariff System 國定稅率制度とは、一國が自己の單獨意志でその法律を以て稅率を決定し、凡ての國に適用する制度を云ふ。此制度は其形式最も簡單にして、自國の利益と必要に應じ、隨時稅率の決定・改正をなし得る利益がある。然し單に自國の産業のみに着眼し他國の利害を顧慮しないから、早晚外國の反感を招くに至り、外國も亦之に對して報復稅率を定め、動もすれば關稅戰爭を惹起する憂がある。此制度を採用して効果を收めた國は、英・米兩國のみである。英國は貿易上の根本主義として自由貿易を採り、唯財政上の都合により、僅か數種の財政關稅を課するに過ぎないから、此制度を採用するも、各國は之に對して殆んど痛痒を感じない。

又米國が此制度を採用したのは、同國が國內工業を極端に保護する必要に迫られたること、その輸出貨物は原料品・食料品等、他國に必須のものであるから、他國が復仇的に高率を課することが出来なかつた事情があるからである。⁽¹⁾

二、**國定協定稅率制度** General and Conventional Tariff System 國定協定稅率制度とは、一切の輸入貨物に對しては國定稅率を適用すれども、其中或特殊の貨物に限り、他國と條約を以て稅率を協定し、(此稅率を協定稅率と云ふ)條約相手國及び最惠國條款を約する國に對してのみ適用するものを云ふ。

元來各國は自國の關稅率を制定するに當り、他國から何等の制限束縛を受けることを欲しないから、原則としては國定稅率を採用し、更に他國と條約を以て、相互の特定貨物

⁽¹⁾ 此の制度を採用するのは、丁・抹・墨・西・古・智利・アルゼンチン・中米・南米の諸國だけである。

の税率を國定税率より低率に賦課することを約定し、以て自國特定貨物の外國市場に於ける販路を擴大せんとするものである。従つて無條約國及び最惠國條款を約せざる國に對しては國定税率を適用し、條約國及び最惠國條款を約する國に對してのみ、協定税率を適用するのが此制度の特色である。現今此制度を採用する國は、奧太利、匈加利、白耳義、瑞西、伊太利、セルビヤ等歐洲大陸諸國にして、我日本も此範疇に屬する。

三、最高最低税率制度(複關税率制度) Maximum and Minimum Rate System 最高最低税率制度とは、すべての貨物又は一部の貨物に對し、豫め法律を以て、最高税率及び最低税率を規定し置き、自國に對し税率の協定に應じ、若くは最惠國條款を約せる國に對しては、最低税率の範圍内に於て協定率を定め、其他一般諸國に對しては、最高

(2) 現行獨乙關稅法は稅目約千の中小麥・大麥・燕麥・ライ麥の四種に對してのみこの制度を適用する。

(3) 西班牙は一八七七年、佛蘭西は一八九二年、露西亞は一八九三年、此制度を採用し、いづれも關稅戰爭を惹起してゐる。

税率を適用する制度を云ふ。(2)

此制度の利益とする所は、この制度は一國將來の上下兩端の關稅率を明示し置くものであるから、他國と條約の締結又は改正の際にも、内國の生産者は不安の念にかられることなく事業を計畫し得る點であるが、此利益は又同時に此制度の不利益とする所で、他國も既に其國の讓歩し得る範圍を知悉してゐるから、外交上の折衝頗る困難となり、有利なる待遇を得る機會を逸するのみならず、此制度が關稅戰爭を開く端をなすことは歴史に徴して明かである。西班牙、佛蘭西、露西亞等此制度を採用して失敗の跡を印してゐる。獨逸の如き之を採用して効果を收めたのは寧ろ例外である。

研究問題

1. 各種關稅制度の意義及び長所、缺點を述べよ。

第三節 差別關稅

一、**差別關稅** Discriminating Duty 差別關稅とは各國その採用せる關稅制度の如何に拘らず、種々の目的を達する爲めに、或種の貨物に對し、特に高率又は低率の關稅を賦課して差別的待遇をなすものを云ふ。

二、**差別關稅**は其目的の如何によつて**特惠關稅**・**報復關稅**・**相殺關稅**・**不當廉賣防止關稅**の四者とする。

一、**特惠關稅** Preferential Duty 特惠關稅とは特に或國若くは植民地の間に於て、政治上・經濟上の密接なる關係を發達せしめんが爲めに、其國又は植民地よりの輸入貨物に對してのみ、低率の差別關稅を課するものを云ふ。⁽¹⁾

二、**報復關稅** Retaliatory Duty 報復關稅とは他國が實施せる不當なる關稅に對し報復的に課する高率の差別關稅である。⁽²⁾

三、**相殺關稅** Counterpartion Duty 相殺關稅とは他國が輸出獎勵金等を下附する

⁽¹⁾我國の特惠關稅は關稅定率法第三條に規定してある。現在この特惠的取扱を受けて居るのは關東州の各種製產品支那の生

欠

MISSING

(2) 十九世紀に於ける輸出獎勵金として最も有名なものは歐洲諸國に於て甜菜糖に下附したものである。

(3) 米國の税法に於ては税金の九割九分を下戻すことを規定してある。

(4) 我國に於て戻税をなす品名・條件・關稅拂戻率等は關稅定率法第九條の規定に基き大正十年勅令第二三八號及び大正十四年勅令第二九二號に詳細に規定してある。

の拂戻をなす場合を云ふ。⁽²⁾

凡そ一國の輸出貿易を盛ならしめるには、外國市場に於ける内國製品の價格を低廉にし、其販路を擴張するに如くはない。而して貨物の輸出に當り、之に獎勵金を附與するは、最も簡單なる人爲的手段たるを失はない。乍併間接であると直接であるを問はず、殊更に獎勵金を交附することは、財政上の負擔を増大するのみならず、外國の感情を害し、所謂報復關稅の手段を採らしめる惧があるから、現在では之に代ふるに、戻税其他の方法を以てすることが盛になつて來た。

目 戻税 Drawback 戻税とは或貨物が輸出せられるに當り、其貨物に關して先きに支拂つた消費税又は輸入税の全部又は一部を拂戻す制度を云ふ。⁽³⁾ 即ち之によつて生産費の騰貴を防ぎ、海外市場に於ける販賣を容易ならしめるものであつて、内國生産者はこの

(5) 今次の大戦争に際して我國は染料醫藥品の製造を奨励しアニリン染料・アリザリン染料・人造藍・醫藥品を造る會社に補助金を與へ大日本染料會社に年八分の配當補助をなし理化學研究に對して十年間を限り毎年二十五萬圓の補助金を下附する。

制度の爲めに、原料品の價格について、殆んど原産地にあると同様の利益を得るもので、其効果は輸出奨励金に比して遙かに大である。乍併戻税の實施に當りて、戻税額の決定頗る困難であつて、種々の難問題を惹起する場合が少なくない。何となれば戻税は輸入當時と同一状態に於て、再輸出せられる場合に下附せられることは極めて少なく、多くは加工變形して輸出せられる際に下附せられるものであるからである。

四 補助金 國家は上記二種の輸出奨励策の外に、特に大資本を要する産業であつて、其収益は少なきも、國民經濟上援助するところが必要である場合には、國家は其助長を圖るために、一時若くは一定期間助成金を下附することがある。(6) 之を補助金と云ふ。南米諸國に於て製造工業に對して、大規模の補助金を下附するは其適例である。

研究問題

1. 輸出奨励金・戻税補助金の利害を述べよ。

第二節 通過奨励制度

一 通過貿易 外國の貨物が自國を経由し再び外國に向ふ場合には、自國産業に何等の關係を有しないやうであるが、かゝる仲繼貿易は自國商業階級の利益を増し、又之に關連する航海業・運送業を有利に導き、延ひては自國全般の産業の繁榮を來す所以である。(1) されば先進國は古くより茲に力を致し、特別の制度を設けて通過貿易を奨励してゐる。特別の制度とは外國貨物が全く關稅若くは租稅を課せられることなく、自由に一時自國の一定場所に留まることを得しめ、後再び外國に輸出せられる方法である。而して陸路貿易に於て免稅區域を定めたるものを保税倉庫と云ひ、海路貿易に於て免稅區域を定めたるものを自由港・自由港區及び自由地區と云ふ。

(1) 中繼貿易は直接には貿易の數字に加はらないが、その加工費や運賃はやがて貿易外收入となつて、我國實際收益に加はる。我國仲繼貿易額は一ヶ年五・六千萬圓程度である。

(1) 官設保税倉庫に藏置し得る貨物は左の條項に抵觸せざるものに限る。
 (二) 輸入無税品(一)に巨大なるもの及重大なるもの(三) 損傷腐敗せしもの及損傷腐敗し易きもの、もの(四) 發火・燃焼・爆發性のもの(五) 倉庫又は他の貨物を汚損すべきもの(六) 動物及植物(七) 不潔物。

保税倉庫

保税倉庫とは輸入せられたる貨物が、規定の關稅

又租稅を支拂ひて内地に於て販賣せられるか、或は其儘海外に輸出せられるか何れかに決定せられるまで、一時倉敷料のみを徴して貯藏する倉庫を云ふ。(2) 此

保税倉庫表 (昭和三年十月一日現在)

| 税關名 | 官設 | | 私設 | | 計 | |
|-----|----|----|----|--------|----|--------|
| | 箇所 | 坪數 | 箇所 | 坪數 | 箇所 | 坪數 |
| 横濱 | — | — | 三 | 二四、〇五〇 | 三 | 二四、〇五〇 |
| 神戶 | — | — | 一 | 一〇、六八六 | 一 | 一〇、〇〇四 |
| 大阪 | — | — | 三 | 一四、〇〇三 | 三 | 一四、〇〇三 |
| 長崎 | — | — | 四 | 二、〇〇〇 | 四 | 二、〇〇〇 |
| 門司 | — | — | 三 | 五、二〇八 | 三 | 五、二〇八 |
| 函館 | — | — | 二 | 二、六〇〇 | 二 | 二、七〇七 |
| 計 | — | — | 一六 | 五九、一三八 | 一六 | 五九、一三八 |

制度は生産者及び輸入業者に對して極めて大なる利益を與へるものである。即ち之によつて資本の固定を防ぐことが出來、再輸入の際に關稅上の手續を省略し、又證券の發行によつて轉々貨物の賣買の便宜がある。

我國の保税倉庫には國家の設置經營する官設倉庫と、私人の設置經營にかゝる私設倉庫とがある。保税倉庫に貨物を藏置し得る期間は滿三年以内に限られ、保税倉庫に於ては單に貨物

保税工場表 (昭和三年十月一日現在)

| 所管 | 官設 | | 私設 | | 計 | |
|----|----|----|----|--------|----|--------|
| | 箇所 | 坪數 | 箇所 | 坪數 | 箇所 | 坪數 |
| 横濱 | — | — | 一 | 一、二〇〇 | 一 | 一、二〇〇 |
| 神戶 | — | — | 三 | 一三、一四九 | 三 | 一三、一四九 |
| 大阪 | — | — | 二 | 八、五八八 | 二 | 八、五八八 |
| 長崎 | — | — | 三 | 一〇、七五五 | 三 | 一〇、七五五 |
| 門司 | — | — | 二 | 五、五二五 | 二 | 五、五二五 |
| 函館 | — | — | 四 | 三、七〇五 | 四 | 三、七〇五 |
| 計 | — | — | 一五 | 四六、三三二 | 一五 | 四六、三三二 |

を藏置する外其改装・仕分其他の整理作業をなすことが出來る。尙保税倉庫の外に保税工場と云ふものがある。それは外國貨物に加工し、若くは之を原料として製造をなし、又は外國貨物の改装・仕

分其他の手入れを爲す爲めに、輸入手續を爲さずして、藏置し得る工場である。保税工場の特徴は外國貨物の加工及び之を原料とする製造を爲すことが出來る點にある。保税工場にも官設のものとして私設のものがある。

自由港 自由港とは商港の全部を舉げて關稅區域より除外し、この區域内を限り、外國商品を無稅にて自由に出入せしめる

は勿論、製造・加工及び住居をも許容するものを云ふ。

自由港の制度は一國內に一小外國を存するが如き觀を呈し、國家の統一は、之が爲めに防げられるのみならず、如何に監督を嚴重にしても、密輸出入が行はれ易い缺點がある。故に自由港の制度は、次第に廢止縮少されて、他の形式をとるに至つた。⁽³⁾

⁽³⁾ 伊太利の諸港獨逸のハンザ同盟の諸港其他十七世紀に自由港の制度は可成盛んであつたが十九世紀には漸次廢止された。

四 自由港區 Free Port Quarter 自由港區とは自由港の如く、商港全部を開放せず、其一部を關稅區域外に置き、此地域内に限り、出入の貨物に對し一切の關稅を徵せず製造・加工をも許し、只單に住居を禁ずるものを云ふ。⁽⁴⁾

⁽⁴⁾ 現今のハンブルグ・コペンハーゲンは自由港區が設けられてある。

五 自由地區 Free Port District 自由地區とは商港の一部を區劃して之を關稅區域外に置き、此地區内に於ては、出入の貨物に對し、一切の關稅を免除するものであるが、住居を禁じ製造・加工をなすことをも許さず、只貨物の揚卸・貯藏・改装・仕分の自由のみを許すものである。

此制度は自由港・自由港區に比すれば、國家の統一と監督が比較的容易なるを以て、之を採用せる國は可成多く、ブレリメン・ブレメルバーゲン等の獨逸の商港、トリエスト・フェーメ等の埃太利の諸港は之に屬する。我國に於ては此制度なく、英米諸國と同じく、保稅倉庫の制度のみである。

研究問題

1. 保稅倉庫と保稅工場の異同を述べよ。 2. 自由港・自由港

區・自由地域の異なる點を挙げよ。

第七章 通商條約と關稅同盟

第一節 通商條約と最惠國條款

一 通商條約の意義

Commercial Treaty

通商條約とは二國若くは數國間に於て、通商關稅を規定する條約を云ふ。⁽¹⁾ 元來通商は各國が條約によらずして有する交通權の作用であるから、條約がなくとも行はれ

⁽¹⁾ 近世的意義に於ける通商條約は十九世紀に於ける英佛間のコペン條約が嚆矢である。

るものであるが、近時經濟上の國際競争は愈々甚しくなり停止することを知らない状態であつて、各國は此競争の爲め、相互に不利不便を感ずることが非常に多い。故に各國が相譲り漫りに其主權を以て我儘勝手をなさぬことを約し、以て競争の弊を緩和する目的の下に通商條約は生れたのである。⁽²⁾

■通商條約の内容 通商條約に規定せられるものは、外國人の居住營業及び公私法上の權利に關する自由を保證し、工業所有權の保護をなす等、直接外國貿易に關係なき事項をも包含するものであるが、通商條約の主たる内容をなすものは、關稅に關する協定である。即ち自國輸出貨物に對して、他國をして關稅を低減せしめる爲め、他國からの輸入貨物に對しても、關稅を低減することを約束するものである。之を關稅協約と云ふ。又時として關稅協約を結ばずして、單に最惠國の取扱をなすべきこ

(2) 我國は慶長十四年以來平戸・長崎以外の港を閉じ寛永十三年以來は大船の建造を禁止して海外との交渉を斷つてゐたが嘉永六年米國軍艦浦賀に來るに及び鎖國主義に由る能はず嘉永七年初めて歐米諸國と純粹なる條約を締結した。之をペルリ條約と云ふ。之に隨いで安政六年六月十九日大老井伊直弼は大英斷を以て米國との通商條約に調印し次いで七月十日には

和蘭と翌十一日には露西亞と十八日には英國と越へて九月三日には佛蘭西と通商條約を結んだ。

とを約定するものもある。之を最惠國條款と云ふ。

■最惠國條款

最惠國條款とは通商條約に於て、締盟國の一方

が他の一方に對し、現在又は將來に於て、第三國に與ふべき權利、利益の全部又は一部に均霑せしむべきことを約束するもので、條約の一款項として規定するものである。もしも此條約が無かつたとすれば、甲國に對して乙國が非常に利益ある待遇を約したとしても、其後乙國が萬一丙國・丁國に對して、更に一層有利なる特權を許容したる場合には、甲國が乙國との條約に於て得たる利益は、何等實益なきものとなり、條約締結の爲めに拂つた努力は、結局水泡に歸する外はない。さればかゝる不利益を避ける爲めには、締盟國の一方が將來第三國に對して特別の利益を與へたるときは、即時に自國にも之に均霑し得るの權利を留保して置かぬばならぬ。これ最惠國條款の生ずる所以である。

(3) トルコ・ベルシヤ・支那・シヤム等と歐米諸國及び我國との間に結ばれてある條約中の最惠國條款は此種のものである。

四 最惠國條款は双務的最惠國と片務的最惠國條款とに區別される。前者は互主義のものであつて、兩締盟國に於て、互に第三國に與へたる權利利益に均霑し得ることを約束するものである。我國と歐米諸國との現行通商航海條約中の最惠國條款の如きは之である。後者は締盟國の一方だけが第三國に與へたる權利利益に均霑し得ることを約束するものである。(4) 戰勝國と戰敗國、強國と弱國との間に此種の條款を見ることが多い。明治三十二年改正以前の我國と歐米諸國との通商航海條約中の最惠國條款の如きは其例である。

五 最惠國條款は又條件附最惠國條款と無條件最惠國條款とに區別せられる。前者は締盟國の一方が特別の報酬を受けて交換的に第三國に與へたる權利利益を他方の締盟國に與ふるには、第三國より受けたると同様の報酬の提供を條件とするものを云ふ。(4) 日米通商航海條約第十四條の如きは之である。後者は締盟國の一方が第三國に與へたる一切の權利利益を當然且つ無條件に他方の締盟國に與ふるものを云ふ。日英通商航海條約第五條の如きは之である。(5)

研究問題 1. 通商條約に何故最惠國條款を規定するか。 2. 弱國と最惠國條款の種類との關係を研究せよ。

第二節 關稅同盟

一 關稅同盟の意義 關稅同盟とは政治上獨立せる關稅權を有する國家が同盟を結び、加盟國相互間の關稅を廢し、若くは寛大なる關稅を設け加盟國以外の國家に對して統一的關稅制度を設定するを云ふ。關稅同盟の目的は、加盟國が其同盟關稅區域内に於ては彼我貨物の交通を便ならしめると同時に、加盟國以外の國家に對して、共同の商業政策を行ふにある。抑も對外商

(4) 此種之最惠國條款を通常アングロリベリアンクローズと云ふ。一八四八年英國とリベリヤとの條約に於て始めて採用した形式であるからである。

(5) 此種之最惠國條款を通常アングロイタリアンクローズと云ふ。一八六三年英伊條約に於て始めて採用した形式であるからである。

業政策は國家の成立と共に必要となるものであるが、其國の領域狹隘の爲め又は經濟上並びに政治上の勢力微弱なる爲め獨立の商業政策を行ふことが不利益なる場合がある。斯の如き場合に、他國の關稅區域内に加入し、又は多數の國家と聯合して統一的關稅制度を設定して對外商業政策を行へば上述の不利益を除去することが出来る。關稅同盟は此目的の下に生れるのである。

■ 關稅同盟は二個以上の國家間に於て、關稅制度上の統一を圖るものであるが、其統一の程度によつて、**完全なる關稅同盟**と**不完全なる關稅同盟**に分たれる。

一、**完全なる關稅同盟** 一方に於て加盟國相互間のあらゆる關稅を撤し、他方加盟國以外の國家に對しては、同一の關稅を設けて、全然統一せる關稅區域を組織するものを云ふ。

完全なる同盟は之を小分して對等同盟と關稅加入に分つ。

(イ) 對等同盟 國力略相匹敵せる諸國の間に結ばれる關稅同盟であつて、獨逸關稅同盟、埃匈關稅同盟は其適例である。⁽¹⁾

(ロ) 關稅加入 強國と弱國の間に結ばれる關稅同盟であつて、弱國は只強國の關稅制度に盲從して之に加入し、其關稅收入の分配を受けるものを云ふ。獨逸・ルクセンブルグ間及び佛蘭西・モナコ間の關稅同盟の如きはそれである。

二、**不完全なる關稅同盟** 或事項についてのみ同盟を締結するものであつて全然統一せる關稅區域を設定せざるものを云ひ、之に關稅妥協と關稅聯合とがある。

(イ) 關稅妥協 關稅妥協とは加盟國間の關稅を輕減し又は

⁽¹⁾ 一八三四年一八ヶ國二千三百六十萬より成る獨逸關稅同盟成立し後年之が原因となりて加盟國間の政治上の統一即ち獨逸帝國の建設を見るに至つた。

(2) 普墺兩國は一八五三年相互間の關稅の一部を撤し一部を二割五分乃至五割方輕減した。

關稅の一部を撤廢若くは輕減する同盟である。一八五三年普墺間の關稅妥協は其著例である。(3)
(ロ)關稅聯合 關稅聯合とは加盟國間の關稅は撤廢しないで、他國に對して高率の關稅賦課を協約するものである。此種の同盟は今日に至るまで未だ其實現を見るに至らない。

目 關稅同盟の利弊

- 關稅同盟より生ずる利益の主なるものは
- 一、生産品の販路を擴張し、大規模企業を容易ならしめ、各地其長所に就て分業を應用し得べく、従つて最低廉なる生産方法を成立せしめる。
 - 二、同盟國間の自由なる交通貿易は、貨物の種類の増加、價格の低落を來し、國民の消費を發展せしめ、文化の發達を助く。
 - 三、外國に對し其經濟的優越を維持するのみならず、其政治的

勢力を擴張することが出来る。

其弊害の重なるものは

- 一、同盟國間に經濟上、財政上の衝突を惹起し、大國は常に小國の産業を壓倒する。
- 二、後進國は政治上に於ても、常に先進國に盲從するの餘儀なきに至り、小國は大國に其獨立を奪はれ、合併となり、併呑となる危険がある。(4)

研究問題

1. 關稅同盟成立の原因如何。
2. 關稅同盟と最惠國條款との關係を考へよ。

(3) 十九世紀末以來白耳義・和蘭・瑞西等は隣邦の強國佛蘭西・獨逸と關稅同盟を結ぶことが有利であることを痛感したけれども其弊害を恐れて遂に實現を見るに至らなかつた。

第二編 工業政策

第一章 總論

第一節 工業政策の概念

一、工業の意義 Industry 工業とは人間の技術を自然の上に應用して生産する作業を云ふ。詳言すれば、自然に加工して、其形態又は内容に變化を加へ、其效用を増大することを目的とする産業である。其農業と異なる所は、農業は自然力が主であつて、人力が従であるに反し、工業は人力が主であつて、自然力は従であるのが原則である。又商業と異なる所は、商業は財の流通を本旨とするに反し、工業は財の變化を目的とする點に於て異なる。

二、工業の經營形態 工業の經營形態を時代に從つて區分すれば、家族經濟的工業、手工業、家内工業及び工場制工業となる。

家族經濟的工業は所謂自己生産の時代に、手工業は注文生産の時代に、家内工業は市場生産時代の初期に、工場制工業は其後期に主として行はれたものである。

一、家族經濟的工業 Home Work 自己生産の時代に於ては、農業が家族經濟の根柢をなしたので、工業は僅かに農業の餘暇を利用する片手間の仕事であつた。之を家族經濟的工業と云ふ。其經濟上の特色は、一家族に屬する者が、同一家族内の者の消費に當てるが爲めに、加工生産をなすもので、其生産品が家族外に出づることは甚だ稀であつた。

二、手工業 Hand Work 手工業は工業が農民の副業として行はれてゐた所謂家族經濟的工業にも行はれたものであるが、經濟が發達して、自足經濟の域を脱するに及んでは、一轉して獨立の地位を占めるに至り、一の獨立した手工業となるに至つた。

其特徴とも見るべきは、消費者の需要に應じ、又は直接に消費者に工業品を供給する目的を以て、加工生産をなすにある。手工業に属するものに二種類ある。一は賃仕事で他は代金仕事である。

(イ)賃仕事 Wage Work 賃仕事は職業的の工業者によつて營まれるものであつて、工業者は顧客の注文を受け、顧客の提供する原料に加工するものにして、工業者は單に仕事賃を受けて、自己の労働を供するだけのものである。而して工業者が顧客の家に赴きて加工をなし、又は加工の補助をなすものを出仕事と云ひ、工業の原料を自宅に持歸りて、加工に従事するものを宅仕事と云ふ。

(ロ)代金仕事 Job Work 代金仕事とは工業者が工場即ち仕事場を自宅に置き道具を準備し、家族もしくは徒弟を使役して、顧

客の注文を受け、自ら原料を仕入れ、之に加工して顧客に提供し、又は其餘暇を利用して製造したる工業品を、附近の市場に出して賣却し、以て生計の料に供するものを云ふ。⁽¹⁾

三、家内工業 Domestic Industry

社會が進歩し、經濟が發達するにつれ、手工業の制度は漸やく一變し、資本若くは原料を提供する資本家又は企業家と、労働若くは技術を提供する労働者の二階級が發生し、其間に請負又は雇傭の關係を生ずる所謂家内工業の發生を見るに至つた。其特徴とする所は、資本家又は企業家が問屋と稱する機關を設け、多數の手工業者を支配して仕事に従事せしめ、其生産したる工業品は、直接消費者に供給せしめずして、一旦問屋に引渡さしめ、問屋に於て取纏めて、之を市場に出す制度である。而して手工業者は依然

⁽¹⁾ 手工業は都市經濟の完成に至つて全盛を極めたる工業制度にして當時(十四世紀以後)手工業の團體たるクラフトギルドは市政を掌握する地位に達した。

(2) 伊太利に於ては既に十二世紀頃に始まり、他の西歐諸國に於ては十五六世紀に起り十七八世紀頃に於て全盛を極めた。

自己の住居に於て加工するを以て家内工業と名けるのである。(3) 此制度の下に於ては、生産の計畫方針は全く資本家・企業家の掌握する所となり、彼等は動もすれば、工業者の膏血を絞ることを敢てするに至つた。之を家内工業の *Sweating System* と云ふ。上述の如く家内工業は企業としての工業の濫腸ではあるが、其技術的方面は手工業時代と大差なく、只個々の工業者が個々に加工したのを企業家が、其營利心によつて統一したるものに外ならない。此制度は現今も尙各國に於て盛に行はれ、我國の工業にして、此種類に屬するものは甚だ多い。

四、工場制工業 *Factory system* 家内工業に於て發生したる資本家・企業家對労働者の二階級は、次第に其分野を明瞭にしたると、殊に十八九世紀に於て機械が發明・發見せられたることは、工業界

に新經營方法の發生を促すに至つた。即ち工場制工業之である。この制度に於ては企業家と労働者の個人的關係は全く消滅して、企業家は純然たる契約關係によつて、労働者を雇入れ、労働者は其労働を一種の商品として企業家に提供し、其對償として單に賃銀の支拂を受けるだけである。企業家はかくして雇入れたる労働者を自己の經營にかゝる工場に集中して労働に従事せしめる方法を採つた。蓋し高價なる機械の應用殊に動力の利用は多數の労働者を一定の場所に集合して作業せしめることを有利としたからである。

工場制工業の下では、企業家は大資本を投じて機械を使用し、動力を利用し、分業を應用し、労働行程を幾つかに分割し、困難なる労働と輕易なる労働に區分して、成年工・幼年工・女

工等を適當に配置し、之等肉體労働者に配するに精神労働者を以てし、一定の規律の下に労働者を活動せしめるから、生産は合理的に行はれ、労働の生産力は著しく増大するところが出来来る。工場制工業はかくの如き利益を認められるに至つて、工業經營の形式として最も重きをなすに至つた。⁽³⁾

⁽³⁾ 工場制工業の發生は十八世紀の中葉以後の事である。一七六九年ワットによつて蒸氣機關が一七七〇年ハルグリヴスによつて紡績機械が一七七一年アークライトによつて水力機械が一七七九年クロムプトンによつて紡績機が發明せられ其結果織物工業を始めとして續々機械を應用する工場が設立せられるに至つたのである。

工場制工業の出現と共に、大なる打撃を蒙りたるものは、手工業と家内工業である。乍併是等は將來に於て全く存立の餘地なしと速斷することは誤である。何となれば工場制工業が如何に發達するとしても、美術工藝品の製作又は修繕工業の如き、緻密なる注意又は手段を要するもの及び生産品の販路の局限されたもの、若くは其需要の不規則なるもの等に於ては、將來に於ても當然手工業に依らざるを

得ない。又家内工業も自己の住居に於て生産し得るが故に、家を離れ難き者も之に従事することが出来、本業の餘暇を利用し得べく、傍ら家務をも取ることが出来るから、此種の工業も、將來に於て絶無となることは無いであらう。我國の如き現在工場制工業によるものは、僅かに機械製造業造船業・煉瓦・洋紙・セメント・紡績・麥酒等、歐米より輸入の工業のみであつて、瓦和紙・日本酒・下駄・傘・靴・洋服等の生活必需品は殆んど手工業・家内工業によつてゐる。

かくの如くして工場制工業は殆んど完成の域に達したが、工業の進歩は更に一大躍進をなして、益々集中的となり、其集中的生産の利益を擧げる目的を以て、多數工場制工業を統一して、中央機關の命令の下に活動せしむる、所謂トラストの出現を見るに至つた。之を結合企業制工業と名ける。

目 工業政策の意義 Industrial Policy 工業政策とは商業政策と同じく、経済政策の一であつて、國家が其國の工業を進歩發達せしめ、同時に國利民福を増進するためになす施設の總稱である。國家は其獨立を維持するのみならず、國民の福祉を増進せんと勉めるものである。されば國家が工業を發達せしめんとするは、單に工業技術の發達を目的とするのではなく、國民の福祉を増進する上に於て、工業の發達を必要とするからである。

研究問題

1. 家内經濟的工業・手工業・家内工業・工場制工業の長所を述べよ。
2. 將來手工業及び家内工業は存立の餘地なきや。

第二節 工業政策の變遷

目 組合制度 Guild System 組合制度は手工業の發達に伴ふて發生し、中世紀に於て歐洲の大部分即ち獨逸・埃太利・伊太利・スカンデイナビヤ等に著しく發達し、殊に英國・佛蘭西に於ては、十一世紀頃既に發

達してゐた。組合制度(ギルド)は一言にして云へば、今日の同業組合の如きものであるが、其性質は非常に異なつてゐる。ギルドの目的は一は生産者の利益を保障し、他は消費者に優良なる製品を廉價に供給するにあつた。この目的の爲めに地域的に同業者の團體を作り、其地方の主權者によつて與へられたる特權に基いて、其職業に關して種々の規律を作り、經濟上凡ての權力を掌握してゐた。

其特權の主なるものは(一)生産に關する獨占權を有し(二)組合員以外の者は斷じて同種類の職業に従事することを禁じた。其手段として、組合員となるには親方たることを條件とし、親方たるには徒弟制度によつて、四年若くは七年の徒弟期間を経る間には、唯見習であつて、それより職人の階級に進み、數年間Apprenticeは雇主より原料及び賃銀を受けて仕事に従事する。この徒弟・職人の

(1) 我國鎌倉時代の「坐」の制度徳川時代の「株仲間の制度」は手工業に對する各種の特權を有してゐた。

二階梯を経て、親方製作品の合格によつて、始めて親方たるの資格が與へられるのである。此徒弟制度によつて、同種營業者の數を制限し、組合員の地位及び技術の上進を圖り、製品を優良ならしめんことを期した(三)營業に關する行政權を有するのみならず、時には職業に關して裁判權をも有し(四)組合は社會的に相互扶助を行ひ、或は共同して宗教的活動までもなした(五)。

ギルトの制度は可成永續したけれども、生産者が競争の弊を免がれる反面に於て、消費の自由が制限され、粗製濫造防止の利益はあつたが、同時に生産者の自由を束縛する結果を生じ、社會状態の變化と共に當然衰滅する運命にあつた。

三 特許制度 組合制度は都市人口少なく、産業の進歩せざる時代に於ては適當の制度であつたが、社會が発達し、都市經濟時代去つて國民經濟時代となるや、組合制度の弊漸やく多く、却つて

手工業の發達を妨げる結果を生じた。國民經濟時代となりて中央集權による專制政治が行はれ、所謂重商主義の保護干渉主義が行はれるに及んで産業も亦國家の指揮監督の下に指導せられることゝなつた。即ち組合制度の種々の特權は凡て國家の手に納め、産業は必ず國家の特許を要することゝなし、組合以外の者と雖も國王の特許によつて營むことが出来る特許制度Patent Systemの出現を見るに至つた。

此制度の勃興即ち前制度の衰滅は、産業の進歩前制度による能はざりしことが一原因であるが、又一方王權の擴張は財源を必要とし、之を産業特許によつて得んとしたことも亦原因である。

乍併此制度は動もすれば其特許が偏頗に失し、適任者に許可を與へること難く、特許收入を増加せしめんとして往々濫用に

流れるのみならず、産業が世界的となり、勢ひ大仕掛けに且つ豫め注文を待たずして生産せざるべからざるに至り、此制度も亦其存立と意義を失つた。

自由制度 前述のやうに發明の精神が勃興して生産技術に大變化を生じ、工場組織が發達し、所謂産業革命を誘致し、他面政治上には自由思想が普及され、之が爲めに經濟上に於けるあらゆる方面に於て産業自由の原則が盛に唱へられるに至り、英國に於ては十七世紀以來、大陸に於ては十八世紀の後半から十九世紀にかけて産業上に於ける自由制度が確立せられた。自由制度とは原則として何人も如何なる産業をも營むの自由が認められ、特殊の身分、社會的階級或は年齢、男女の別、國籍等によつて、産業の自由を制限せられることなき制度を云ふ。但し自由制度と云ふも、絶對的自由ではなくて、相對的であることは論を

俟たない。法律、制度、慣習等の範圍内に於て認められる自由である。此制度は産業制度中最後の採用にかゝるものであつて之を經濟上より概言すれば重商主義の弊害は之によつて除かれ、産業は發達し、生産高を増加し、世界的需要を充すことが出来るが、他方自由放任に過ぎ、分配上の不權衡を生じ、不景氣、恐慌を招來する弊害をも齎らすを以て、之が修正を必要とし、國家は本則として自由制度を採用するも、各種の方面に於て制限、取締を行ひ、以て産業の眞の發達を促がすことに努力しつゝある。

研究問題

1. 組合制度に就て略記せよ。
2. 組合制度、特許制度、自由制度の長所短所を擧げよ。

第二章 工業政策上の諸施設

第一節 工業所有權

工業所有權 Industrial Property 工業所有權とは工業上の發明・意匠等私人の知的製作物を専用もしくは擴布する權利を云ふ。特許法・實用新案法・意匠法及び商標法等の特別法は即ち此權利を認めて、之を保護する法律である。蓋し自由競争の行はれる今日に於ては、各人他に優らんことを欲し、多大の苦心と多額の費用を投じ、或は發明をなし或は新工夫を凝し、生産方法の改良を企てるものであるが、其成就したる曉に於て、若し他人が勝手に模倣して差支へなきものとすれば、發明者・工夫者は何等の利益を得ないこととなる。かくては發明・工夫をなすものがなくなり、生産方法の改良は不可能となるに至る。故に其發明者・工夫者に其發明・工夫を専用せしめて、財産上の報酬を受けしめねばならぬ。工業所有權は此目的の爲めに設けられたものである。現今我國に於ける工業所有權は特許權・實用新案權・意匠權及び商標權

の四種である。

一、特許權 特許權とは新規の工業品の製造又は既存の工業品の新規の製造法の發明に對して與へられる特權である。特許權は特許法によつて認められ、特許權を得たものは、十ヶ年間其發明の専用權を認められ、萬一他人が其専用權を侵した場合には、直ちに差止め又は損害倍償を要求することが出来る。⁽¹⁾

二、意匠權 意匠權とは既存の工業品に對して、新らしい形狀・模様・色彩によつて、趣味を加ふる意匠を工夫したる場合に與へられる獨占權である。意匠權は意匠法によつて認められ、存續期間は十ヶ年である。

三、實用新案權 實用新案權とは、既存の工業品に對し、新しい形狀・構造を工夫して、實用上利便を生せしめたる者に與ふ

(1) 特許權は通常專賣特許と稱してある。
 (2) 特許權の存續期限經過後特許權者が再び特許局へ願出づれば審査の結果引續き三年以上十年以内の延期が許される。

る特権である。其存続期間は十ケ年である。實用新案法に於て認められたる権利である。

四、商標權 商標權とは自己の營業にかゝる商品をば、他人の營業商品と區別して表彰する爲めに、自己の商標を専用せんとする場合、其商標を特許局に届出で、其登録を受けるときは、商標法によつて、商標權が認められる。商標權の存続期間は二十ケ年である。⁽³⁾

五、工業所有權保護同盟 工業所有權は以上の如く、國內に於て保護せられるものであるが、國際交通の頻繁に行はれる現時に於ては、國內に止まらず、廣く世界的に認められるに於て始めて其効果を完ふすることが出来る。此目的を以て各國は工業所有權保護同盟を結んで、他國の臣民の得たる發明・特許・工業的意匠・雛形・製造標・商標及び商號に關する權利を保護することを約

⁽³⁾ 意匠權・實用新案權・商標權も願出又は届出によつて更に繼續が許される。

束してゐる。

研究問題

1. 工業所有權保護の理由を説明せよ。 2. 特許權・意匠權・實

用新案權・商標權の差異を述べよ。

第二節 同業組合・商品検査制度及び工業教育

一、同業組合 同業組合とは同一の産業に従事する者が相集つて一團を組織し、其協同一致によつて生ずる勢力を利用して、營業上の競争によつて生ずる弊害を矯正し、各自の利益を増進することを目的とする組合を云ふ。我國に於ける組合に二種ある。一は重要物産同業組合法によつて設立せられる同業組合であつて、他は同業組合準則によつて設立せられる同業組合である。

同業組合を設立するには、一定の地區を定め、其地區内の同業者四分の三以上、重要物産同業組合は三分の二以上の同意を以

て規約を作り管轄廳の許可を受けなければならぬ。其規約に掲げる事項の大要は(一)組合を組織する業名(二)組合の名稱(三)組合の地區及び事務所(四)目的及び方法(五)役員の選舉法及權限(六)會議に關する規定(七)入會者・退會者に關する規定(八)費用の徵收及び賦課法(九)違約者の處分方法(十)其他組合に必要な事項等である。

■商品検査制度 商品検査制度とは、國家が工業製品の品質を検査し、其品質を證明する制度にして、重商主義時代に於て、各國の採用した制度である。國家が工業製品に對して嚴重なる検査を行ふことは、製造技術の優劣を明かにし、技術の進歩を助長するのみならず、之によつて粗製濫造の弊を防止し、商業道徳を向上して内外消費者の信用を増大せしめる利益がある。國家自ら行ふ場合と同業組合が行ふ場合とがある。我國に於ても、

明治二十九年生絲検査制度を設けたるを始めとして、其後輸出羽二重輸出絹織物・輸出燐寸・其他眞田・綿織物・石鹼・罐詰・硝子製品等に對しそれ〴〵検査又は取締規則が制定されてゐる。

■工業教育 近時工業上に於て種々なる發明・發見が行はれ、之が爲めに工業の組織は一變し、工業の技術は全く科學の基礎の上に建設せられることゝなつた。従つて工業に従事する者にして科學的知識がなかつたならば、勞働の能率は到底擧げ得られない。されば工業教育を盛にして科學的知識の普及を圖ることは工業政策上極めて肝要の事に屬する。

工業教育には學校による教育と學校外の教育とがある。學校による教育は我國に於ては工科大學・高等工業學校・工業學校・徒弟學校及び工業補習學校等である。學校外の教育とは博覽會・商品陳列所・博物館・圖書館・模範工場・工業試驗場・講習會の如き

ものによる教育であつて、学校教育と相俟つて、工業の進歩を促すに必要缺くべからざるものである。

研究問題

1. 同業組合・商品検査制度・学校教育に關する我國の現状を

説明せよ。

第三章 労働問題

第一節 労働問題の真相

□ **労働問題の意義** 現今文明國に於て最も重要な問題は所謂労働問題であつて、一に社會問題とも云ふ。而して茲に労働問題と云ふも、労働者全體に關するものではなく、労働者中農業労働者・家内労働者・商業従事者・漁業及海上労働者等は之を除外し、企業家に隷屬し、賃銀を得て働くところの工業労働者のみに關するのである。而して工業労働者に關する諸問題の中で勞

働者の就業操業、之等に對する條件、彼等の生活等彼等に取つて、酷烈であり切迫せる問題に就て、之が救済策を講じ、彼等をして文明國の一員として生存するに値せしめ、文明の進歩に伴ふ有形無形の恩恵を得しめんとする運動・立法・思想等に關する研究が今日の労働問題の核心をなすものである。

□ **労働問題の起因** 労働問題は現時經濟社會に於ける資本家と労働者の關係である。詳言すれば富者たる資本家・企業家と貧者たる労働者との間に於ける利害衝突の問題である。

思ふに社會にかくの如き階級の別あるときは、利害の衝突は常に免るべからざる現象であつて、之を歐洲の歴史に徴するに、遠く古代に遡りて、希臘羅馬の奴隸に於て既に其痕跡を存し、中古時代に於ては、歐洲各國の家隸・農奴に於て貧富の衝突は種々の形式を以て現はれた。然れども社會が之等階級的差別を認

め、自らも之等社會的事情に甘んずる間は其利害衝突は其勢は決して猛烈なものではない。一階級が自己の貧困に就て疑念を起し、疑念は研究に、研究は發見に到達し、即ち自己の生活狀況は階級的壓迫の結果である自覺するに及び、始めて茲に勞働問題を發生するものである。従つて十八世紀末より勞働問題なるもの喧しく各國政治家學者を惱ますに至りたるは、必ずや特殊の事情がなければならぬ。今日の勞働問題の發生は凡そ左の三個の原因に基くものである。

- 一、機械を利用し大資本を投ずる工場制工業の發達に基く賃銀勞働者の増加したこと。
- 二、賃銀勞働者が教育の普及と共に自己の地位を自覺したること。
- 三、勞働者が其職業に服せざる間のみ人間なりと云ふ暗澹たる

(1) マルクスは「資本制生産社會に於て無産者團體と地主及び資本家は二主要階級をなす。前者を名けて無産者階級(Das Proletariat)後者を呼んで市民階級(Die Bourgeoisie)となす」と言つた。

(2) ゾンバルトは曰く「無産階級は其影の如く資制度に伴ふ。然りこれ資本制經濟組織の半面を表はすものにしてこれなくしては市民階級を思考すべからず」と。

る生活をなすを第三者が認めて之を救濟せんとするに至つたこと。

工場制工業の發展は機械の利用増加し、分業は愈々細分し、生産は大規模になされ、從來簡單な道具・工具の類を用ひて、主として勞働のみによつて生産を行つた所謂手工業の如きは到底存立の餘地なきに至り、之によつて生産をなした者はいづれも獨立の生産者たる地位を捨て、工場制工業の下に使役せられるに至り、更に人口の急激なる増加と相俟つて勞働者の數は著しく増加し、其受くる所の賃銀を以て唯一の生活資料とする所謂無産階級なるものは國民の大多數を占むるに至つた。而して勞働者は法律上企業家と對等の地位に立つて、自由意志を以て、雇傭契約を結ぶのであるが、自己の提供する勞働は恰も一種の商品と同視せられ、然も自己の生活維持の爲め、急迫なる必要に

驅られ甘んじて企業家の不當なる條件にも屈服しなければならぬ。實狀にあり、加之企業家と労働者の關係は昔時手工業時代に於ける親方・徒弟の主従の如き關係全く消滅し、彼等兩階級の間、に何等溫情の掬すべきものなく、一度賃銀労働者たるものは終身其地位を脱却することは不可能となつた。

然りと雖も労働者が之等の社會的事情に甘んずる間は労働問題は其發生の餘地はない。然るに十八世紀に入り、次第に個人の自由を認められ、人道主義に基く自由平等思潮の勃興と、更に教育の普及は次第に彼等の自覺を促し、資本家階級のみ富み榮ゆるに反し、同じく生産に關與する労働者の生活は甚しく悲惨を極むる現實に直面して、優者階級の劣者階級に對する壓制の不當を認識し、而して劣者階級の力能く優者階級に抗することを得ると信ずるに至つて、茲に労働問題は惹起する。

(3) 歐洲に於ては百五・六十年前から労働問題は發生して、我が國は鎖國主義の結果産業革命の餘波をうけること比較的遅く明治維新となりて初めて先進國の後を追つて近代的企业を輸入し、政府自ら製絲工場・セメント製造所・製絨所・紡績工場・造船所等の模範工場を起して指導獎勵した。然しながら日清戦争前までは企業の發達未だ幼稚にして舊來の手工業の餘勢が雇主・労働者間に主従關係を保つて居り、又當時の最大企業たる織維工業に於ける労働者は農家の少女を主としてゐた關係上労働問題は起らなかつた。然るに日清戦争の結果各

一方かくの如き貧富の懸隔の急激なる増大を目撃したる學者政治家・宗教家は、産業の圓滿なる發達は企業者労働者兩階級間の關係を圓滑ならしむるにある、兩階級間の關係をして融化圓滑ならしむるは、産業をして満足なる發達をなさしむるに止まらず、社會の基礎を鞏固にして其發達を圓滑ならしむる所以である、と考へ、其第一着手として、労働者の生活状態の發展改善を企圖し、如何にせば労働者をして人間として價值ある生活をなさしめ得べきかを講究するに至つた。かくして労働問題は現時文明國の最重要問題となつた。(4)

労働問題解決策 労働問題を解決するには如何なる信念に基き、如何なる政策手段に依るべきであるかは、労働問題の本質から考へて決定しなければならぬ。即ち労働者の生活を安定ならしめ、彼等をして最大の能力を發揮せしめ、自己の意志の命

種企業の勃興となり労働者の増加物價の騰貴を来し、に初めて労働問題の萌芽を發し明治三十年には初めて労働組合が設立せられ同盟罷業も頻發した。更に日露戦争の戦勝の餘威と世界大戦の開始は我國産業界をして未層有の活況を呈せしめ労働者は激増し勞資兩階級の闘争は愈々激しくなり労働問題は愈々深刻となつて來た。

ずる所で生産に資せしめ、而して生産に貢獻する程度に於て、富の分配に與らしめると云ふ諸點こそ、労働問題解決の目標でなければならぬ。この目標の下に古來諸種の解決方法が論議されてゐる。大別して二方法となすことが出来る。其一は公的方法と云ひ、國家が其權力を以て解決する方法で其二は自助的方法と云ひ、労働者自ら解決の方法を講ずるものである。社會主義、社會改良主義等は前者であつて、労働組合、産業組合等は後者に屬する。

研究問題

1. 労働問題の起因を簡單に説明せよ。
2. 手工業時代の労働者と工場制工業時代に於ける労働者を比較せよ。

第二節 社會主義

■ 社會主義 英國正統學派及び其説を奉ずる者は、個人主義學説を主張し、國家が人爲的施設をなして、保護干渉をなすは誤り

(1) 社會主義と云ふ言葉は英語の Socialism の譯語である。Socialism は拉典語の *socialis* (僚友) の形容詞 *socialis* (僚友の) から出たものである。一八三二年ロバートオーウエンが一派の機關紙「貧民の後見者」に於て始めて此語を使用したのに始まる。

(2) 英のトーマス・モア、アーイのカムパネラ、佛のカベール等は理想郷 (Utopia) と云ふ小説の形式を以て社會

である、宜しく自由放任主義に依らなければならぬ。自由放任の結果は、却つて労働者の境遇を改良發達せしめ、國民經濟は自然に調和を得るに至るであらうと論じ、全く本問題に與ることを避けた。然るに近世佛蘭西革命以後、經濟上に於ける貧富の懸隔頗る甚しく、労働者の生活極めて困難なる状態を見、經濟上の不公平なる分配は全く社會制度の不備に原因するものであると論ずる學者が項はれた。其主なるものは社會主義である。(1) 尤も社會主義と云つても廣狹種々の主張があつて其主旨は同一ではないが、私有財産制度及び自由競争等に反對して、現今の社會組織を根本より改造する點に於ては一致した思想である。

■ 空想的社會主義 初期の社會主義は就れも資本主義社會の弊害を痛感して、之を改良する爲めに自己の腦裏に一の理想社會を描出して、之を實現することに努力した。之を空想的社會

主義的理想を發表した。例へばカペーが一八三九年に著したイカリヤ航海記には次のやうなことが書かれてある。理想郷たるイカリヤ國では服装に於ても男女老幼各好みによつて服地の色を異にする外皆同じ型の服装を着し男子は十八歳より六十五歳に至るまで女子は十七歳より五十歳に至るまで労働に従事する義務を有し男子の労働時間は夏は七時間冬は五時間女子は一日四時間の規定で而も午後一時になると一切の労働は中止されねばならぬ。生産せられたる貨物は必要に応じて分配せられる。この社會には貧困も罪悪もない。

主義と云ふ。十九世紀の前半期に際し、既に生産及び分配の組織を社會的のものたらしめんとする二派の空想的社會主義が佛蘭西に起つた、其一はサン・シモン一派である。サン・シモンは労働者は所有する富と進歩の原動力である。故に社會の主權は當然労働者の手に歸すべきものである。社會は労働者の道徳及び肉體的生活の改善に努力する必要がある、此目的の爲めに生産は國家によつて管理せらるべく、分配は致された功績に應じてなされるべきものであると論じた。彼の理想は其一派の人々によつて、實地に實行せんとする事業も行はれた。次に偉大なる先驅者はシャール・フーリエであつた。彼は社會制度に對し、痛烈なる批評を加へ、資本主義制度の不能率と徒費を難じ、富の集中を豫言した。而して労働者の實力を充分に發展せしめんが爲めに、一大労働組合を組織して、彼等の任意的行動に

(3) オールウェンは一八二六年米國インディアナ州に於て三萬エーカーの土地を買収して「新しき村」を建設し村の憲法までも制定して全世界を感化せんと意氣込んだけれども幾何もなく瓦解した。

(4) カール・ラディクは「彼等は資本主義社會を解剖し批判する點に於ては飼くまで深刻に徹底してゐたに拘らずこの資本主

よつて、必要の労働を果し、かくて得たる收穫は各人の貢獻せる資本労働又は才能に應じて分配せらるべきであると論じた。フーリエの案は佛蘭西及び米國に於て其實行が企てられた。又英國に於て社會主義の發達に大に貢獻せる一大家がある。ロバート・オールウェンである。(Robert Owen (1771-1858)) オールウェンは社會の局所に善良なる環境を有する社會を建設し、この組織を擴大して行くならば全社會を改革し得べしとなした。即ち共產的の小社會の建設が彼の理想であつた。此理想の實現も創設後幾何もなくして瓦解の運命に逢着した。

かくして彼等空想的社會主義者の企圖は、就れも何等の成功を納めることなく消え去つた。(4) 而して彼等に缺くる所は、強き經濟理論と階級間に於ける利益の隔離に關する認識の不足であつた。後年の社會主義者は彼等の失敗が物語る教訓に學ん

義社會そのものの中にどうしてその社會を崩壊するやうな民衆の勢力が出来るかと云ふ點を理解することが出来なかつた。彼等は地上の天國だけを設計したがその設計に基いて實際に天國を建てる技師や大工を見出すことが出来なかつた」と批評した。

(5) マルクスは獨逸ライオン河畔に生る。猶太人系の人でボンとベルリンにて大學教育を受けイェナ大學から博士號を授與されてゐる。貧困の中に一八六七年大著「資本論」第一卷を出したが續卷の發行を見ずして一八八三年死亡した。第二卷第三卷は友人エンゲルスが遺稿によつて出版したものである。

で其理論の立て方を修正した。科學的社會主義が即ちそれである。

■科學的社會主義 科學的社會主義はマルクスに至つて初めて完成せられた。彼は社會主義に學理的根據を與へ、生産及び分配の事實に立脚して理論をたてた。而して彼の理論の根據をなすものは所謂唯物史觀と餘剩價值論である。

唯物史觀とは凡ての社會状態は經濟状態即ち生産・交換に決定せられるものであつて、人間の意志によつて決定せられるものではないと云ふことを、學理を基礎として、説明したものである。其根柢をなすものはヘーゲルの思想に基く唯物的の歴史觀である。其概要を述べんに「社會は絶えず發展してゐるものである。故に現在の社會状態は畢竟この發展の全過程中に於ける一階梯である。従つて社會状態は、單に一時的の存在であ

つて若しも社會發展の機運が熟するならば、現在の制度は新しい制度に、其地位を譲らなければならない。而して社會發展の機運を作り出すものは、經濟上に於ける生産の形式に外ならない。何となれば生産が或形式に於て行はれるときは、此形式を維持する爲めに法律制度が定まるのである。故に經濟の出發點たる生産の形式が發展したならば、從來の法律制度では新生産形式を維持することが出来なくなり、茲に新法律・新制度即ち新社會状態の出現を來すものである」と。

次に餘剩價值論に於ては價值の實體は労働であり、商品の價値は其生産に要する労働の分量によつて定まる。而して労働力の價値は商品の場合と同様に、その生産に必要とせられる労働時間によつて定まるのである。換言すれば労働者の生活を維持するに足る生活資料を生産するに必要とすべき労働量で

ある。資本家が労働者を雇傭する時、最少限度の生活を支持するに過ぎない賃銀を與へ、而もそれを得るには、數時間の労働を以て足るにも拘らず、實際にはそれに倍加した價值を産出せしめる。之れ即ち餘剩價值である。労働者が資本家の下に於て生産を行ふ外途なき際は、賃銀に相等する「必要労働」のほかに、餘剩労働をなすことを餘儀なくせられ、支拂はれざる一定時間の労働に従事することゝなるのである。この餘剩労働より生ずる餘剩價值は、即ち資本家の搾取する所となり、その推積したるものが現在資本家の富である」と論ずる。

かくの如くして資本家は益々富み榮え、社會民衆の大多數は漸次貧民階級に陥りて其階級は愈々多數となり、此多數が遂に勝利を得て新社會は茲に發生する。この社會に於ては其權力によりて、生産資料を一切社會の共有に移し、何人も労働の結果

(5) 獨逸の社會主義者と
してマルクス以外に
有名なものにエンゲ
ルスとラッサールと
がある。エンゲルス
はマルクスの無二の
親友であり學說も彼
と殆んど異なる所は
なかつた。ラッサール
は社會主義の實行
者であつて労働運動
の政治的活動は彼に
始まると云つてもよ
い。

を奪ふ者なからしめたならば、社會の貧民一切は茲にめ始めて、富者階級の經濟的羈絆より脱することが出來ると結論した。(5)

四 科學的社會主義の功過 社會主義が現在の社會組織の缺陷を攻撃することは、最も深刻であつて、爲めに資本家の反省を促し、社會をして労働問題の重要性を知らしめ、労働者の地位を改善せざるべからざる所以を悟らしめたる功は、之を没すること出來ない。然し乍ら其の新に起さんとする社會組織に至りては、理論上より云ふも、實行上より云ふも、數多の缺陷を有するのであつて、到底之を是認することは出來ない。今其理由の主なるものを列挙する。

一、社會主義が其立論の根據とする所は價值の淵源を労働に求めるのであるが、價值は労働によつて生ずるのではなく、既に述べたる如く財の限界效用によつて定まるのである。

假に價値は労働より生ずるとしても、労働量の多少を以て計ることは出来ない。何となれば同一時間の労働も、其能率・種類等によつて甚しき差等を生ずるからである。

二、自由競争と私有財産制度が廢止せられる結果は、各人其業に勵精する精神・氣力と發明の動機とが失はれ、社會の發展は望まれない。

三、社會主義の實行は中心勢力の専制となり、各人自由の範圍は著しく狭められ、壓制の暴君の下にあると同じく、必ずや社會に大なる不平を招來するであらう。

四、新經濟組織の下に於て、各人は其經濟生活に於て大なる差異なきを得るとしても、之を以て直ちに各人の精神的幸福を推測することは出来ない。唯物的思想のみが人生の價値を決定するものではない。

之を要するに社會主義は人性の本義に戻り、社會の進歩發達を妨げる極めて危険なる思想であつて、其夢想する所の新社會は自由なき壓制社會であつて、決して彼等の渴望するが如き幸福は之を期待することは出来ない。

五 社會主義類似の思想

一、サンヂカリズム Sindicalism 一種特別なる労働組合主義であつて、生産を労働者の團結の手に收め、資本家を絶無ならしめることを理想とするもので、其理想實現の爲めに、現時の社會組織を破壊することに努力し、其手段として總同盟罷業とサボタージュの直接行動に訴へるものを云ふ。佛蘭西に發生した思想で、極めて危険なるものである。⁽⁶⁾

二、ギルド・ソシアリズム Guild Socialism 現時の政治社會組織を改めて、職業を標準として代表者を出し、之をして生産方法等を協定せ

(6) サンヂカリズムとは、サンヂケートの主義と云ふことにして、サンヂケートとは一般に同業者の團體或は一時的特定の爲めに結合される特定の組合の義である。英語のシンヂケートは單に以上の意味に過ぎないが、佛語のサンヂカイ語のシンヂケートは特に労働者の團結を

指すのが常である。即ち労働組合の意である。然しサンチカリズムの思想は所謂労働組合とは全然其性質を異にすることに注意しなければならぬ。

(7) 此主義は英國のアーサー・ベンチーが一九〇六年に「ギルド制度の復活」と題する一書を公にして始めてこれを唱へ次で一九一二年に至つてオレーヂがその主宰する「新時代」にこの主義を宣傳するやうになつてから遂に世人の注意を惹くやうになつた。

しむるときは、生産者と消費者の協定となり、生産と消費とを合致せしむることが出来る。即ち中世の組合制度を擴張して社会組織の根柢とすることを目的とするものである。(7) 一九〇六年頃英國に於て提唱され、最近に於ても此主義を主張する者は少くないが、英國の如く自治制發達し、労働組合の勢力大なる所では可能であるが、其他の國に於ては其實行は期し難い。

研究問題

1. 社会主義的思想の變遷を述べよ。
2. 社会主義の缺點を論せよ。

第三節 社会改良主義

■社会改良主義の本質 社会改良主義とは、現在の國家が現在の社会組織の下に於て、労働問題を解決しようとするものである。即ち社会改良の第一歩として、現今經濟社会に於ける労働

者・貧者の憫むべき状態を改善することを目標とした。而して其目的を達する方法は、私有財産制度と自由競争とを原則とする現社会を維持して、只之より生ずる弊害を矯正するが爲めに必要なる範圍に於て、之を制限し修正せんとするものである。抑も現代社会に於ける貧富の懸隔即ち労働問題は、私有財産制度及び自由競争そのもの、直接の結果ではなく、只これ等を無制限に擴張した結果に外ならない。されば労働問題の解決は經濟社会發展の原動力たる此二制度の存続する現社会の範圍に於て之をなし、只之を適當の範圍に制限・修正するを以て理想とする。

而して其改良・修正は如何にして之を行ふかに就ては、從來種々の學派・系統がある。或は國家の權力によつて其目的を達せんとする者がある。ワグネルは其代表者であつて、工場法の制

定及び一部生産資料の國有を主張した。或は國家の干渉を排斥して、労働者の自覺による一致團結の力によつて其目的を達せんとする者がある。ブレンタノは其代表人物であつて、労働組合・産業組合の如きは社會政策上より最も重要なるものであることを主張した。

● **社會改良主義の發達** 社會改良主義は十九世紀の前半期に於て既に英佛兩國に之を唱へる者があり、獨逸に於てはワグナー、シモラー、ブレンタノの如き學者が現はれ、大學の講壇より此説を高唱し、一八七三年に至つて、獨逸に於ける朝野の學者・實際家が集まつて、社會政策協會なるものを組織し、その研究を發表して茲に一個の整然たる主張として世に現はれるに至つた。爾來其主張は次第に承認せられ、獨逸ビスマルクは始めて此主義を實行し、今日に於ては各國とも此主義に基いて、諸種の社會

政策を行ひつゝある。

研究問題

1. 社會改良主義の長所を説明せよ。

第四章 労働組合

第一節 労働組合の本質

● **労働組合の意義** 労働組合とは労働者が其雇傭条件の改善を目的として組織せられる團體を云ふ。一に職工組合とも云ふ。⁽¹⁾

其目的とする所は雇傭条件の改善にある。雇傭条件とは雇主と被傭者の間に於ける雇傭契約の内容をなすものである。此雇傭条件は原則として常に雇主側に有利に、被傭側に不利に決定されるものである。蓋し現今文明國の法制に於ては、契約の自由を尊重し、法律の認めたる能力を有し、公序良俗に反せざ

(1) 労働組合は資本主義と共に生れ資本主義の發達に照應しつゝ、發達した。従つて資本主義の故郷たる英國はまた労働組合の故郷と云はれてゐる。

る限り、法律は契約の當事者を拘束し、彼等をして契約の條項を遵守せしめ履行の義務を負はしめるのである。従つて企業家も労働者も完全なる能力者である以上、企業家と労働者は對等の地位に立つて雇傭契約を結ぶのであるが、既に述べたやうに、労働者の提供する労働なるものは、恰も一種の商品と同一視せられ、然も自己の生存維持のために切迫せる必要に驅られ、甘んじて不利な條件に屈服しなければならぬ状態にある。故に法律上に於ては労働者は企業家と對等の地位に立つが、社會上・經濟上に於ては兩者の地位・勢力は決して對等でない。企業家の労働者を壓迫する傾向は、歴々として掩ひ得ない事實である。されば労働者は法律上のみならず、社會上・經濟上に於ても、對等の地位を確立せざるべからざることを覺るに至つたのであるが、其地位極めて微弱なる労働者個人の力を以てしては、到底之

を望むことは出来ない。そこで彼等は已むを得ず多數團結の力を以つて此目的を達せんとするに至つた。労働組合は實に此目的の爲めに組織せられるのである。労働組合の組織は労働者にとりて、極めて有利であつて、一個人として微弱なる労働者も、多數團結すれば相等強い勢力となり、雇傭契約の締結に當りて雇主に諸種の要求を提出し、若しそれが容れられなければ、同盟罷業・非買同盟・怠業等の手段に訴へて雇主の反省を促すこととなるから、雇主も慎重に考慮し迂濶に要求を拒絶することが出来なくなる。

労働組合の目的は雇傭條件の改善にあるのであるが、それ以外に労働者が死亡・疾病・老廢・不慮の災難等に遭遇するとき之を救はんがために相互救済の途を講じ、失職組合員に對して一日も早く職業を得しむるやう紹介の勞を執り、或は知識・道徳を向

上せしめる爲めに適當なる修養機關を設ける等種々の活動もなすのが通例である。乍然之等は労働組合の副目的・副作用と見るべきもので、其主目的・主作用は必ず雇傭條件の改善でなければならぬ。(2)

(2) 佛蘭西の労働總同盟・黄色労働組合・米國のI.W.O.W.労働組合聯合英國のマルクス派産業組合・ギルド社會主義組合・伊太利のフラスシチに屬する組合等は、いづれも労働組合の一種である。

我國労働組合の種類の類

| 種類 | 昭和三年度末調査 | |
|-----|----------|---------|
| | 組合數 | 組合員數 |
| 職業的 | 一五六 | 二五、八〇一 |
| 産業的 | 二〇二 | 二五一、〇五二 |
| 階級的 | 一四三 | 三三、〇四七 |
| 計 | 五〇一 | 三〇八、九〇〇 |

する組合である。機械工の組合、植字工の組合の如きものである。二、産業的組合 同一産業に従事する労働者は、その職業の異同を問はず、加入し得る組合である。鑛山労働者組合、鐵道

労働組合は其種類によつて分類するときは**職業的・産業的・階級的**の三種とすることが出来る。

一、職業的組合 同一種類の職業に従事する労働者だけで組織

従業員組合等はそれである。

三、階級的組合 産業及び職業の異同に頓著なく、苟も労働者である以上、悉く加入することを得しめる組合である。

労働組合は組合の組織によつて分類すると**單一的・聯合的・複聯合的**の三種となる。

一、單一的組合 一つの組合が獨立し、獨立の經濟をもつ組合を云ふ。

二、聯合的組合 多數の單一的組合が聯合して、一聯合團體を形造るものを云ふ。

三、複聯合的組合 多數の聯合的組合が相倚つて聯盟組織を有つものを云ふ。(3)

四、我國の労働組合 我國に於て労働組合が始めて設立せられたのは、明治三十年に創立された労働組合期成會の宣傳に基い

(3) 昭和二年度末に於ける我國の聯合及複聯合組合の數は四十九團體であつて之に加盟する組合は二百三

十五其組合員總數は十五萬九千餘人である。

(4) 我國に於ては労働者の團結を禁止する法律はない。帝國憲法第三十九條の「日本臣民ハ法律ノ範圍ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス」と云ふ原則に對して例外をなすやうな労働者結社禁止法はないがたゞ警察取締の實際がやゝともすると一八四五年の「プロシヤ工業法典の賃銀労働者ノ團結ハ工場ノ存立ヲ危クシ容易ニ動亂ヲ惹キノナリト危惧スベキ理由アリ」と云つてある程度にある。

(5) 治安警察法第十七條

て多數の組合が組織されたことに端を發してゐる。乍然當時政府・企業家は労働組合に關する知識を缺き、是等組合の運動を不法とし、之が取締の必要を感じ、新たに制定された法律が有名な治安警察法第十七條であつた。

この爲めに労働組合は甚しき打撃を蒙つたが、大正元年には鈴木文治氏によつて友愛會が組織せられ、次第に其勢力を伸張して、大正八年頃には労働組合運動の總本部たるの地位を占め、多數の労働組合が設立せられ、組合員の數も急激に増加した。其後世界的労働運動の波動と、國內財界の不況の爲め、労働運動は愈々深刻となり、労働組合の設立亦多きを加へた。政府も時代の推移に鑑み、大正十五年治安警察法

我國労働組合及組合員數

| 年 度 | 労働組合數 | 労働組合員數 |
|-------|-------|---------|
| 大正十二年 | 四三二 | 一二五、〇〇〇 |
| 同 十三年 | 四六九 | 二二八、〇〇〇 |
| 同 十四年 | 四五七 | 二五四、〇〇〇 |
| 昭和元年 | 四八八 | 二八五、〇〇〇 |
| 同 二年 | 五〇五 | 三〇九、〇〇〇 |
| 同 三年 | 五〇一 | 三〇九、〇〇〇 |

第十七條の撤廢を實行し、労働組合運動に加へたる壓迫を排除して組合の活動を自由ならしめ、進んで労働者の團結權を積極的に擁護し、労働組合法を制定して組合の重要作用たる團體交渉權に法律的保護を與へんとする氣運に向ひつゝある。

研究問題

1. 労働組合發生の原因を述べよ。
2. 労働組合の目的は何であるか。

第二節 労働爭議と爭議和解仲裁制度

労働爭議の發生 労働組合が發達すれば、労働爭議が頻繁になるのは自然の勢である。労働組合は元來團結の威力を擁して、労働條件を改善することを目的として組織されるものである。此目的を達する爲めに用ふる武器は即ち同盟罷業・不買同盟・怠業等である。労働者が労働組合の勢力を利用して自分等の適當と認める労働條件を、雇主に提示して其實行を要請して

左ノ各號ノ目的ヲ以テ他人ニ對シテ暴行脅迫シ若クハ公然誹毀シ又ハ第二號ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若クハ煽動スルコトヲ得ズ
一、労働ノ條件又ハ報酬ニ關シ協同ノ行動ヲナスベキ團結ニ加入セシメ又ハ其加入ヲ妨グルコト
二、同盟解雇若クハ同盟罷業ヲ遂行スルガ爲メ使用者ヲシテ労働者ヲ解雇セシメ若クハ労働者ニ從事スルノ申込ヲ拒絕セシメ又ハ労働者ヲシテ労働者ヲ停廢セシメ若クハ労働者トシテ雇ハスルノ申込ヲ拒絕セシムルコト
三、労働ノ條件又ハ報酬ニ關シ相手方ノ承諾ヲ強ユルコト

も、雇主の側では營利を目的として事業を經營してゐる以上、容易に其要求に應ぜず、のみならず組合の發達を出来るだけ阻止し、其勢力を挫くことに努力するのが常である。そこに兩者間の敵對關係を生じ、争議の發生を來さざるを得ないのである。

組合側に於ては同盟罷業、不買同盟、意業の武器を以て雇主をして自家の要求に聽従させんとし、雇主の側に於ては工場閉鎖の手段を敢行して労働者を屈服させんとする。かくして労働組合の發達は労働争議を益々深刻化せしめつゝある。

我國同盟罷業統計

| 年 度 | 件 數 | 参加人員 |
|-------|-----|--------|
| 大正十三年 | 三三三 | 五四、五二六 |
| 同 十四年 | 二九三 | 四〇、八七二 |
| 昭和元年 | 四六九 | 六三、六四四 |
| 同 二年 | 三四六 | 四三、六六九 |
| 同 三年 | 三三二 | 三六、八七二 |

労働争議の手段

一、同盟罷業 同盟罷業とは争議に加はつてゐる労働者が、一致して作業を一時休止して、企業家に苦痛を與へ、自己の要

求を貫徹せんとする手段である。同盟罷業は雇傭條件の改善を目的とするものであるが、別の理由によつても行はれる場合がある。其場合凡そ三つある。

(イ)宣傳罷業 争議によつて世人の注意を喚起し、主義の宣傳を行はんとするもので、争議の口實として雇傭條件の改善を要求するものを云ふ。

(ロ)同情罷業 他の親密の關係にある労働組合の同盟罷業を應援する意味で行はれる罷業である。

(ハ)總同盟罷業 一地方又は一國全體又は一地方又は一國一産業全體の労働者が同一目的を以て、一せいに罷業を行ふものである。其目的は通常政治的である。

二、不買同盟 争議に加はつてゐる労働者及び其同情者が雇主の生産する商品を購入消費しない同盟である。

三、怠業 Strike 作業を妨害して雇主に損害を與へんとする行爲であつて、故意に仕事を怠け、監督者の命令に服従せず、或は粗製濫造をなし、甚しきに至つては機械に故障を生ぜしめ以て作業の成績を悪くする方法を云ふ。

四、工場閉鎖 Lockout 雇主が労働者の挑戦に應じ、労働者の生活を脅かす目的を以て工場を閉鎖して労働者の屈服を待つ方法である。

目労働争議和解仲裁制度 労働争議は其影響する所頗る大であつて、労働者は之が爲めに生活を脅やかされ、企業家は事業上に於て損失を蒙り、其結果産業界を不振にするのみならず、争議に何の關係もない一般公衆も、同盟罷業が起り作業が休止される場合には、それによつて多大の苦痛を感ずることがある。争議の當事者が苦痛を感ずることは、彼等の自業自得で、國家が之

を放任し置くも差支へなきが、争議に關係なき第三者に迷惑を及ぼし、苦痛を與へ、ひいては社會の秩序を亂し、國家の安寧を害し、國民の思想を悪化するやうなことがあれば、國家は之を傍觀すべきではなく、何等かの方法を講じて此争議を豫防し解決し、以て社會生活の安定を確することが急務である。労働争議和解仲裁制度は此目的の爲めに設けられるものである。此制度の趣旨は同盟罷業の如き争闘手段を罪惡として抑壓せんとするのではなく、争闘手段によつて生ずる社會生活の不安と危険を防止せんとするのである。⁽¹⁾

四 労働争議和解仲裁制度には和解又ハ調停任意仲裁強制調査の四種類がある。

一、和解又は調停 Conciliation Mediation 和解又は調停とは國家の監督の下に和解機關を設立し、豫め法律によつて定めてある調停者が争議

⁽¹⁾ 此制度は十九世紀の末英國・佛蘭西・獨逸等に始まつて漸次各國に普及し今日では世界各國此制度をもたないものは殆んどないと云つてよい状態である。

(2) 一八九〇年及一九〇一年に於ける獨逸産業裁判所一八九二年に於ける佛蘭西の和解委員會及び仲裁協議會一八九六年に於ける英國の和解局の如きは此制度の實例である。

(3) 此制度は米國に於て一九〇〇年頃全國鐵道其他運輸事業の勞働爭議を仲裁する制度として現はれ多數の法律が制定せられた。一九二六年獨逸の勞働裁判所法の中に規定せられる仲裁裁判所も此制度に屬する。

(4) 此制度を始めて試みたのはニュージブランドの一八九四年の仲裁裁判所であつた其結果は有効であつた爲めニューサウスウエールズも亦之に倣ふに至つた。

(5) 此制度は一九〇七年カナダに於て始めて實施されたものであつて米國コンラド州も一九一五年之に類似する制度を設けた。

の内容を調査し、雙方の事情を明かにし、和解機關に於て相當の解決條件を考案し、それによつて和解をなさしめるものである。乍然和解機關の解決條件に對して當事者が服従するか、又は之を拒絶するかは其自由に屬する所であつて、強制的性質をもたないものである。(2)

二、任意仲裁 *Voluntary Arbitration*
 爭議の當事者が法定の仲裁裁判機關に爭議の仲裁を申請して其裁判の決定を求め、制度であつて、仲裁の申請は當事者の任意にまかせるのであるが、一旦申請した以上仲裁裁判の下した決定に服する義務を生ずるのみならず、裁判中に於ても、裁判決定後に於ても、兩當事者は同盟罷業又は工場閉鎖等の手段に出づることを禁止されるものである。(3)

三、強制仲裁 *Compulsory Arbitration*
 爭議の當事者の直接交渉によつて解決しない

場合或は和解機關の解決條件に承服しない場合に、直ちに仲裁裁判の決定を求めしめる方法で、強制的にそれが行はれるものである。此制度に於ては同盟罷業又は工場閉鎖は絶対に禁止され、その裁判の決定は最後のもので、當事者は之に服従せざるを得ないものである。(4)

四、強制調査 *Compulsory Investigation*
 い場合に、直ちに之を政府に申告せしめ、政府は和解及調査會を組織して、爭議の内容を調査し、雙方の主張を明かにし、和解を遂げしめることに努力する。若し和解が失敗に終れば、調査會は調査報告書に調査會の適當と認める解決條件を附して政府に報告し、政府は之を公表する制度である。而して公表以前に於ては、同盟罷業又は工場閉鎖を行ふことは絶対に禁止されるものである。(5)

研究問題 1. 労働争議發生の原因を説明せよ。2. 争議和解仲裁制度の中どの制度が最も有効であるか。

第三節 我國の労働争議調停法

一 労働争議調停法 我國の労働争議調停法は大正十五年に制定せられたもので、強制的のものではなく、争議當事者の意志の疏通を圖り、妥協互讓の途を促進して、争議の解決を可能ならしめる任意的手段たるものである。而して調停せらるべき労働争議は労働者と雇主との間に於ける争議であつて、小作人と地主との間に見る所謂小作争議の如きは労働争議ではなく、従つて本法の適用を受けることなく、小作調停法の適用を受けるのである。又銀行員會社員等の使用人と銀行會社との間に發生する争議も本法の適用を受けない。銀行員會社員は労働者でないからである。又労働争議とは團體争議を意味するので、各

個労働者對雇主の紛争は本法の適用範圍外に屬する。今本法の概要を述べると次の通りである。

一、適用の範圍 適用の範圍は二種に分たれる。

(イ) 第一種は運輸事業、郵便・電信・電話事業、水道・電氣・瓦斯供給事業、並に陸海軍直營の兵器艦船の製造・修理の事業であつて、之等の事業に關して争議が起つた場合には、行政官廳は當事者の請求により、又は行政官廳に於て必要ありと認めたる時に調停が開始される。

(ロ) 第二種は右に掲げた以外の事業であつて、争議が起つた場合には、行政官廳は争議當事者の雙方の請求によつて本法が適用される。

二、調定委員會 争議の調定機關は行政官廳の設置する調停委員會である。委員會は九名の委員によつて組織せられ

中六名は争議兩當事者をして三名宛選出せしめ、残り三名は右の六名の協議よつて、争議に直接關係を有せざる者から選定せしめる。但し此方法で委員の選定が出来なかつた時は行政官廳に於て適當と認める者を選定する。

三、調定方法 調停委員會は官廳が之を招集し、議長及び其代理者を置く、議長及び其代理者は争議に無關係の三名の委員の互選によつて定める。調定委員會は労働争議の解決に必要な調査審理をなし、其調停をなすべき職務を負ふものである。この職務遂行の爲めに調停委員會は一定の權限を賦與せられ、必要に應じて當事者利害關係人又は參考人の出席説明を求め、又は説明書類の提示を求めることが出来る。又作業所に赴いて、實地視察をなし、關係者に質問することも出来る。而して調停の任務は開會の日より

十五日内に調定手續を結了して、其顛末を行政官廳に報告し、若し争議が解決に至らなかつた場合には、調停委員會は其報告に委員會の決議せる争議調停案及び之に關する小數意見を添付して表示することが必要である。行政官廳は右の報告の要旨を公表するのが原則である。

四、調停中の禁止 同盟罷業工場閉鎖等は調停進行中にあつても禁止をしないが、争議當事者たる雇主及び被傭者以外の者竝に彼等の屬する團體の役員、事務員以外の者が、同盟罷業、工場閉鎖等を行はしめる爲めに、其争議に關係ある使用者又は労働者を誘惑又は煽動することを禁止する。

五、罰則 調停委員會の出席説明又は説明書類提示の要求に應じない者、虚偽の説明を爲したる者、調停委員の作業所の視察立入を拒み、若くは之を妨げ、又は質問に對し答辯を爲

さず、若くは虚偽の陳述をなした者、秘密を漏洩したる委員又は委員たりし者及び同盟罷業、工場閉鎖等を起さしめる爲め誘惑、煽動したる爭議無關係者に對して、それぞれ禁個又は罰金刑が科せられる。

研究問題

1. 我國勞働爭議調停法の特徴を論せよ。

第五章 勞働者保護法

第一節 工場法

■ 勞働者保護法の意義 勞働者保護法とは、國家が社會政策的見地から、勞働者保護の精神で、勞働の雇傭契約に關し、勞働者の健康を保持し、利益を保護する爲めに制定する諸種の法規の總稱である。而して現時文明國に於て行はれる勞働者保護法の中、重なるものは工場法、勞働保險、最低賃銀法及び失業救濟であ

る。

■ 工場法 工場法とは勞働者が工場生活の爲めに被るべき各種の害惡を除去する爲めに、雇主と勞働者の間に締結せられる契約に制限を附し、又は雇主に對して一定の設備を命ずる法律である。

工場法の内容は各國經濟發達の程度により異なるけれども幼年者、婦女の勞働を一定の範圍内に制限し、教育、生命、健康及び風紀に有害なる結果を及ぼさざることを條件とし、従つて勞働者の階級によりて、勞働時間に差等を附し、又成年勞働者の勞働時間にも制限を附し、徹夜業を禁止し、休日及び休憩時間を設け、危害豫防、災害賠償、賃銀支拂方法及び病者、産婦の保護を規定することが其主要なる項目をなす。

■ 我國の工場法 我國の工場法は明治四十四年に公布せられ

(1) 米國に於ては早くも一八〇二年に制定せ

られ一八三〇年頃迄に種々改正をなし一八七六年に至つて現行法の基礎が出来た。獨逸の工場法も其萌芽を北獨聯邦工業條令に發し一八七八年の法律によりて稍完備し一八九一年の勞働保護法によりて補正せられた。

(2) 我國に於ては明治二十年の職工條令案には工場に使用される兒童の最低年齢を十歳と定め明治三十五年に公表された工場法案では十二歳に高められ施行後二年迄は八歳五年迄は九歳十年迄は十歳といふやうなことにしてあつた。明治四十三年工場法案によると十二歳が原則となり例外として十歳以上のものを使用し得るこ

大正五年四月一日より實施を見るに至つたのであるが、大戦中我國の工業は長足の發達を遂げたと、勞働者保護法の進歩に關する世界の趨勢に順應する爲め、工場法改正の氣運が醸成され、遂に大正十五年七月一日改正工場法の實施を見るに至つた。(1) 我國工場法に規定せられる主なる條項の大要は左の如くである。

- 一、適用の範圍 常時十人以上の職工を使用するもの又は事業の性質危険なるもの若くは衛生上有害の虞れあるものに適用する。
- 二、保護職工 本法によつて保護せられる職工は、少年と女子であるが、所謂少年とは十二歳以上十六歳未満のものを指す。(2)(3) 原則として十四歳未満の者を工業に雇傭することを禁じ、唯例外として満十二歳以上にして尋常小學校を卒業

としてあつた翌年制定された舊工場法に於ても最低年齢は十二歳を原則とし輕易なる業務については十歳以上の者の就業を認めた。大正十五年七月一日改正の工場法では最低年齢は十四歳を原則とし十二歳以上十四歳未満の者でも尋常小學校卒業者は例外として使用差支なしと云ふことになつた。

(3) 昭和二年十月現在に於ける工場法適用の工場数は五萬二千三百五十五で其職工数は百八十二萬千二百十四人(内男工八十七萬二千八十七人女工九十四萬九千三十七人)である。

(4) 深夜業禁止規定は職工を二組以上に分ち

した者の雇傭を許すのである。

- 三、就業時間の制限 就業時間とは勞働時間に休憩時間を加へたものを云ふ。本法に於ては保護職工に對し、一日十一時間以上の就業を禁止し、就業六時間を超えるものは三十分以上、十時間を超えるものは一時間以上の休憩時間を與ふべきことが規定してある。更に本法は午後十時より午前五時までの深夜就業を禁じ、毎月二回以上の休日設くべきことを規定した。(4)(5)

- 四、産婦の就業制限 女子が分娩した場合には、産後六週間は就業を禁止される。但産後四週間の經過後、本人が就業を希望すれば、醫師の認めて差支へなしとする業務に就かせることが出来る。又産前四週間は本人の意志により休業の權利が與へられ、滿一年までの生兒には一日二回の哺

交替就業せしむる場合には其實行を三年間猶豫されてゐたので昭和四年七月一日より保護職工の深夜就業は全く跡を絶つたので我國工場法は其面目を一新した。

(5) 深夜業から解放された保護職工の数は全國で大凡綿絲紡績に於て十五萬人絹絲紡績に於て四萬人毛織モスリン業に於て七千人特殊ガラス業に於て一萬人である。

(6) 獨逸社會保險の制度に於ては産後八週間は賃銀の半分に相等する額を給しオランダでは賃銀ノ金額が支拂はれる外一週間毎に別に扶助金を支給することになつてゐる。

(7)

育時間を規定してある。(6)(7)

五、業務の種類に關する制限 雇主は保護職工をして次の種類の業務に就かしめることを禁ずる。(イ)運轉中の機械若くは動力傳導装置の危険なる部分の掃除・注油・検査・修繕(ロ)運轉中の機械若くは動力傳導装置に調帶調索の取付け・取外し(ハ)毒藥・劇藥其他有害料品又は爆發性・發火性・引火性の料品を取扱ふ業務(ニ)著しく塵埃・粉末を飛散し又は有害瓦斯を發散する場所に於ける業務(ホ)其他政府の指定する危険又は衛生上有害なる場所に於ける業務

我國の工場法は必ずしも少年及び女子の保護に關する規定のみから成るものではなく、一般労働者の生命・健康・風紀を保護する爲め、工場設備に關して制限を設け、労働者の負傷・死亡・疾病等に關して工場主に扶助の義務を負擔せしめ、更に雇入・解雇

我國労働婦人から生れる乳兒は五分の一乃至四分の一の割合で死亡しつゝある。

我國工場法に於ける保護職工

| 年齢 | 男工 | 女工 | 計 |
|-------|---------|---------|-----------|
| 十四歳未満 | 二、七五五 | 四三、二九五 | 四六、〇五〇 |
| 十四歳以上 | 八、三九六 | 七八、二二六 | 八六、六二二 |
| 十五歳未満 | 一八、八七三 | 一〇一、五九九 | 一二〇、四七二 |
| 十五歳以上 | 八四二、〇六四 | 七二五、九一七 | 一、五六七、八九一 |
| 十六歳以上 | 八七二、〇八七 | 九四九、〇三七 | 一、八二一、二二四 |
| 計 | | | |

一般に適用される保護規定をも含んでゐるが、其主眼と認むべきは少年及女子の保護にあるのである。蓋し少年及び女子は自助力乏しく經濟上の弱者として特に保護を要する所あるが爲めである。

研究問題

1. 我國工場法制定の趣旨を説明せよ。
2. 我國工場法に缺點なきや。

第二節 労働保険

労働保険の意義

労働保険とは労働者の業務上の災害に對

し、又は疾病の治療につき、或は老衰・廢疾の爲め永久的に労働能力を失ひ、又は失業した場合に於て、經濟上蒙るべき損害を軽減する爲めに設けられる保險を云ふ。

■労働保險の目的 勿論災害・疾病・老衰・廢疾・失業等の出來事は決して労働者に特有のものではない。然しながら之等の出來事の發生によつて労働者の感ずる苦痛は、他の階級に比して遙かに大なるものがある。何となれば労働者は其業務の性質上常に災害・疾病・老衰・廢疾・失業の危險に暴露せられて居り、而も彼等は概ね無産者にして貯蓄ある者少く、従つてかゝる災厄に際しては、公共の救助を仰ぐか、餓死するの外途のない境遇に置かれてゐる。⁽¹⁾ 故に出來事それ自身は、労働者に特有のものではないが、それより生ずる經濟的危險は労働者に特有のものであると云つてよい。労働保險の目的は即ち労働者に特有なる經濟

(1) 大正十四年の調査では工場に於ける死者數百八十一人、負傷者數二萬八千九百六十二人、鑛山に於ける死者數七百八十六人、負傷者數十八萬七千五百十二人である。

(2) 我國に於て共濟組合と呼ばれるものは之である。労働組合の作用として行はれることがあり、又は雇主の指導と補助によつて行はれることがあり、又は國家の援助と監督の下に行はれるものもある。

的危險を救濟するにある。

■労働保險は之を任意保險と強制保險の二種に區別する。労働保險の本質は右の如くであるが、現今これを二種の方法で實行してゐる。任意保險及び強制保險之である。任意保險とは之に加入すると否とを労働者の任意とするものを云ふ。⁽²⁾ 乍併労働者は日々の生活に追はれ將來を慮る豫猶なく、自ら進んで加入する者なく、従つて社會的救濟施設として、この保險の目的を達し難き憾がある。之に反し強制保險は國家が國法に準據して自ら之を經營し、労働者に對して保險加入を強制するものである。労働保險を公營とし、労働者に加入を強制するとき加入者の負擔を少なくし、確實に而も迅速に危險に遭へるものを救濟することが出来る。又國家が之を行ふのであるから、營利をなす必要なく、或程度に於ては國庫より補助をなすことも

⁽³⁾十九世紀の末獨乙が強制保険を實施して以來各國は次第に其例に倣ひ現時は歐洲を中心として二十餘國に實施されてゐる

⁽⁴⁾臨時被傭者とは六十日以内の期間を豫定して使用される者試用中にかゝる者及び日傭人夫等である。

出来るから、労働者の負擔は、益々少なくなる利益がある。これが即ち今日大多數の國家が強制保険を實施するに至つた所以である。⁽³⁾労働保険は危険の生ずる原因より疾病保険、廢疾保険、災害保険、養老保険に區別せられる。

四 我國の保險制度 我國に於ける労働保険は大正十一年に制定せられ、昭和二年一月から實施せられてゐる。之を健康保險法と云ふ。其設備・加入共に任意のものと強制のものがある。今其大要を示す。

一、被保險者 強制加入の被保險者は工場法の適用を受ける工場、又は鑛業法の適用を受ける事務所に使用せられる總ての被傭者である。但し臨時被傭者と年收千二百圓以上の職員は除外される。⁽⁴⁾

任意加入の被保險者は左記以外に鑛物の採取、物品製造・加

⁽⁵⁾強制被保險者数は約百九十一萬人である。

⁽⁶⁾任意被保險者の数は約三萬人である。

⁽⁷⁾政府直轄の被保險者約百十七萬人、組合所屬の被保險者約七十七萬人である。

工及び修繕・電氣・土木・鐵道・軌道・陸上運送・貨物積卸、其他勅令によつて指定される事業に従事する労働者中、二分の一以上保險加入を希望するときは、全部包括して被保險者となる。⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾

二、保險者 保險者は健康保險組合又は政府である。

(イ)健康保險組合 三百人以上五百人未満の事業所は、雇主之を希望する場合に限り設立することが出来る。五百人以上の事業所は雇主の希望により、又は政府の命令によつて設立する。

(ロ)政府 組合の設置なき事業所の被保險者は、一括して政府自身其保險者となる。

三、給付 保險給付を分つて療養・傷病手當、埋葬料・分娩費、出産手當の五種である。

(イ)療養 疾病及負傷者の診察、藥劑及治療材料の給與、手術看護移送を含む。必要の場合には病院に收容することが出来る。但し同一の事故につき百八十日を越えることを得ない。

(ロ)傷病手当 傷病の爲め休養中は手当一日報酬の百分の六十を給す。業務上の事由によるときは休業の當日から、業務上の事由にあらざるときは第四日目から支給される。入院治療の者は其家族の數に應じ二割乃至四割を支給される。

(ハ)埋葬料 報酬日額の三十日分にして、最低三十圓を下らざる額を遺族に給する。

(ニ)分娩費及び出産手当 分娩費は二十圓で分娩前百八十日以上被保険者であつた者に限り支給される。出産手

當は報酬日額の百分の六十を、四十二日間を限度として、實際就業しなかつた日數に對し支給する。

四、保険の財源 保険の財源は保険料と國庫補助金とである。保険料は被保険者及び事業主が二分の一づゝを負担する。特に事故多き事業にあつては、事業主の負擔を増すことが出来る。被保険者の負擔は一日につき報酬日額の百分の三を越ゆることを得ない。國庫補助金は各組合の保険給付に要する費用の十分の一である。但被保険者一人につき一年平均二圓以内と定め
てある。

研究問題

1. 労働保険の必要を論せよ。 2. 我國健康保険法の大要を述べてよ。

第三節 失業救済

(1) マルクスは失業者の群を産業豫備軍(労働豫備軍)と云ふ言葉で表してゐる。マルクスによれば資本主義社會に於ては其經濟組織が發達すれば資本の内、原料・機械の買入れに使はれる部分が賃銀として支拂はれる部分よりも次第に多くなるから必然的に失業者群が多くなつて行く。而も生産過剰が動機となつて景氣・不景氣は循環するから好景氣の時代には資本家は右の如き産業豫備軍の内から労働者を召集して働かせ又不景氣となれば労働者を産業豫備軍の中に放り込む。資本主

■ 失業の意義 失業とは労働者が労働能力及び労働意志をもつに拘らず、自己に相應する職業に就くことを得ない状態を云ふ。而してかくの如き状態にある労働者を失業者と呼ぶ。(1) 従つて失業者には次の四要件が備はらなければならぬ。

- 一、失業は労働者に就て云はれる觀念である。茲に云ふ労働は精神労働たると肉體労働とを問はず、又雇傭労働たると獨立労働たるとを問はない。
- 二、失業は労働能力の存在を必要とする。労働能力とは疾病・災害・老衰等に原因する精神上及肉體上の障害なく、現に労働に堪え得る健康を保持することを云ふ。
- 三、失業は労働意志の存在を必要とする。労働意志とは懶惰者・乞食・浮浪人のやうに、自ら労働を忌避することなく、積極的に労働せんとする希望を有することである。

義經濟組織にとつては産業豫備軍の存在は是非必要であると云ふのである。失業問題の見方として最も悲觀的のものである。

(2) 失業が社會問題として認められるに至つたのは最近三十年以來の事である。失業と云ふ言葉の用ひられるに至つたのも十九世紀の末葉からである。十九世紀末までは英米二國に於てさへ恰も犯罪者の如く見做されてゐた。一七七六年の頃メリーランドにては盗人は右腕にT (Thief) 盗人) 失業者は肩部にR (Rogue—無賴漢) の字の烙印を押されたことである。

四、失業は自己に相應した職業の得られないことを要件とする。自己に相應した職業とは、自己の體力・知識・才能が其職業に適合し、其職業の報酬が自己の希望と甚しき懸隔なき場合を云ふ。(2)

■ 失業の原因 失業の原因は分ちて二とする。一は主觀的失業であつて他は客觀的失業である。

一、主觀的失業 Subjective Unemployment 失業の原因が労働者の側にある場合を主觀的失業と云ふ。即ち自己の知識・才能・體力に相應する職業が得られないことにより、労働の報酬が過少なることにより、自己の過失に基く解雇により、又は労働爭議の結果により失業する場合である。

二、客觀的失業 Objective Unemployment 失業の原因が労働者以外にある場合を客觀的失業と云ふ。

(イ)職業の發見不能より生ずる失業 實際職業が存するに拘らず、職業紹介制度の不備の爲めに生ずる失業の場合を指す。

(ロ)職業の缺乏より生ずる失業 經濟界の不振、戦争等の大事件の發生、新機械の發明又は輸入、政治・外交上の變動等の爲めに、失業現象を呈する場合及び季節職業・流行品職業等に於て規則的又は周期的に失業の發生する場合である。

目 失業対策 失業の対策は大別して二種とする。一は失業の豫防であり、他は失業者の救済である。⁽³⁾

一、失業の豫防 失業の豫防は一般的永續的豫防と部分的一時の豫防とに分つことが出来る。

(イ)一般的永續的豫防 失業の一般的永續的豫防策として

⁽³⁾ 失業問題の豫防救済に最も必要なるものは失業統計である。英米等先進國に於ては可成完備した失業統計があつて失業者の数を調査するには大體左の如き方法に

よつてゐる。a. 失業國勢調査、b. 事業主より報告、c. 労働組合よりの報告、d. 失業保険署又は保険組合よりの保険金給付報告、e. 職業紹介所の報告等、我國に於ては未だ全般的な失業統計はない。

一部の人士に依つて主張されてゐるのは労働權の賦與である。労働權とは苟くも労働者が労働する意志を持つてゐる以上、其労働力を用ふるに就て、遺漏なからしめる趣旨に基き、國家が失業人口に相等するだけの職業を創設するか、現在の就職労働人口の或部分の労働時間を短縮して之を失業労働人口に割當てるか二途一を取ることを眼目とするもので、國家はかくして失業者に職業を授ける義務を負ひ、労働者は國

我國失業者調査(內務省社會調查局)

| | |
|--------|-----------|
| 給料生活者 | |
| 調査人口 | 一、五七二、二一九 |
| 失業推定者數 | 五九、一五六 |
| 失業率 | 三分七厘六毛 |
| 日傭労働者 | |
| 調査人口 | 一、五一一、二九一 |
| 失業推定者數 | 九六、二六九 |
| 失業率 | 六分三厘七毛 |
| 其他の労働者 | |
| 調査人口 | 三、五一六、二六八 |
| 失業推定者數 | 一一三、一六三 |
| 失業率 | 三分二厘二毛 |

昭和四年九月一日現在

(4) 一八四八年佛蘭西に於て試みられた國立職業場の如きは此趣旨に基いて設立せられたものである。

(5) 一九一九年の獨逸新憲法の中に労働權の趣旨を宣言した規定がある。即ち同憲法第六十三條第二項に「如何ナル獨逸人ニモ經濟的労働に依ツテ其ノ生計ヲ確保スルノ途ガ與ヘラルベシ」

(6) 一七九三年の佛蘭西の人權宣言第二十一條にも「公ノ救助ハ神聖ナル義務ナリ。社會ハソノ不幸ナル市民ニ或ハ職業ヲ與ヘ或ハ労働シ得ザル者ニハ生活ノ資料ヲ確保シ以テソノ生計ヲ營マシムル義務ヲ負フ」とある。

家に對して職業に就くことを請求する權利を生ずるものである。⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾

此一般的永續的豫防策は社會主義が完全に實施されるときに始めて實行の可能性を生ずるもので、現在英國に於ける社會主義者は労働權法案なるものを屢々議會に提出するが、それが政治上の實際問題となるまでに時勢は動いてゐない。

(ロ)部分的・一時的豫防 部分的・一時的豫防策として現今各國に行はれるものに、職業紹介所・解雇制限及び臨時公營事業等がある。職業紹介所とは労働の需要と供給とを適合せしめんとする施設を云ふのである。職業紹介所は新たに職業を創設するものではないから、職業の缺乏より生ずる失業を豫防することは出来ないが、職業の發

(7) 當初獨逸ストットガルト市に民營として一紹介所を起したるを始めてとして後スイスに市營のもの現はれ英國に於ては政府に於て巨額の經費を投じてこれを經營せんとするに至つた。

(8) 一八九三年より翌年に至る冬期間米國に於てデットロイト策なるものを試みた。失

見不能より生ずる失業及び主觀的失業は、之によつて豫防出来る道理である。⁽⁷⁾

解雇制限とは雇主が恣に労働者を解雇することを抑制する趣旨で、解雇に先立つて豫め政府の承認を得しめる制度である。乍然今日の國家に於てはかくの如き義務を雇主に負はしめても、損失を蒙るべき企業を繼續することを強要することが出来ない以上、此制度に多大の期待をかけることは到底出来ない。

臨時公營事業とは特に失業者の多い時期に、國家が彼等を救済する目的の下に、新たに事業を計畫して、職業を授ける制度である。此制度は多少の効果のあることは勿論であるが、其財源の調達に困難を感じざるを得ない。⁽⁸⁾

二、失業者の救済 失業者の救済策は之を根本的救済と應急

業者に耕地を貸與して野菜其他を作らしめ相等の利益を得しめる方法である。英國に於て一八九二年より翌年にかけて道路及下水工事に失業者を従事せしめたことがある。又獨逸に於ては一八九三年より翌年に亘り石工場に失業者を使用したことがある。

(9) 十六世紀頃英國に於て農民は困窮疲弊し貧乏人・放浪者が多數生じ之に對する政

的救済とに分つことが出来る。

(イ)根本的救済 根本的救済策として歐洲諸國に於て行はれたる救貧制度がある。救貧制度によつて失業者の爲めに救貧院を解放して彼等を收容し、衣食に必要な資料を與へ、尙進んで労働所を設け救済の條件として課するに一定の労働を以てすることは、失業者救済の最良法たるに相違はないが、其實行につき困難と弊害を感ずる諸點は(一)眞正の貧民と虚偽の貧民を區別すること難く(二)財政上資金調達に多大の苦心を要し(三)救助を受けることに就て羞恥の念が乏しくなり、品性の純良な分子を消磨せしめること等である。されば此制度も只已むを得ざる處置であつて、理想的施設とは云ふことは出来ない。(ロ)應急的救済策 應急的救済策として現時各國に行はれ

策として一六〇一年エリザベスが救貧法を設けたことに端を發し其後同國に於ては救貧法に改正を加へ之を繼續したが其弊害は頗る大なるものがあつた。

(10) 英國の労働組合には現在失業給與金を支給してゐるものがある。例へばロンドンの印刷工組合の如きは失業組合員に標準日額の全額を給與してゐる。

つゝある方法は労働組合の失業惠與金給與と失業保険の制度である。労働組合が其作用の一つとして、失業惠與金給與の一項を設けてある。組合員中の失業者に對し生活難に窮し劣等の労働條件に甘じて労働すること防止する趣旨で、失業中に於ける生活を扶助する爲め惠與金を給するのである。(10) 労働組合の現狀に於ては失業惠與金だけでは到底失業者の要する生活費全部を支へるに足りないが、將來その發達が著しかつたならば、此方法は失業問題に一道の光明を與へることが出来るであらう。

失業保険とは労働者が労働能力を有するにもかゝらず、自己の過失に依らずして失業したる場合に、保険金を交附して生活上の困難を救済せんとする制度である。

失業保険には任意的のものと強制的のものとがあるが
いづれにしても財源不足の関係上、充分に失業者の生活
を保證するに足ら
ない缺點がある。⁽¹¹⁾

四 我國の職業紹介所法

我國職業紹介所法は大正
十年四月に制定せられ、同
年七月より實施されたの
である。現行法の下に於
ては、公設の職業紹介所は
市町村の設立經營せられ
るものに限られ、其經費は
自ら之を負擔することを

(11) 失業保險は其始め瑞
西のベルン、セント
ゴール、バーゼル等
に行はれて以來獨逸
其他の國が之を模倣
するに至つたのであ
る。
(12) 一九一九年十月二十
九日ワシントンに於
ける國際労働總會は
「失業に對する豫防
又は救済の件を決議
して左の條項を聯盟
各國に勸告してあ
る。第三條、總會ハ
國際労働機關ノ各締
盟國ガ官營制度ニ依
ルカ又ハ失業セル組
合員ニ對スル利益ノ
支拂ヲ定ムル規則ヲ

職業紹介取扱成績（日傭労働者を除く）

| 年次 | 求人數 | 求職者數 | 就職者數 | 就職率 |
|------|----------|----------|-----------|-----|
| 大正十年 | 三、八、〇五四 | 三、三、〇〇四 | 一、五、一、三〇五 | 四六 |
| 十一年 | 四、〇、七三九 | 四、五、二六七 | 一、九、九、六三 | 四四 |
| 十二年 | 八、七、四〇七 | 七、〇、四三八 | 三、三、五、五〇 | 四三 |
| 十三年 | 一、〇、九、五七 | 九、九、三、四六 | 四、四、三、八二 | 四三 |
| 十四年 | 八、五、九五〇 | 八、七、九、九二 | 二、八、三、五九 | 三三 |
| 昭和元年 | 七、九、七二〇 | 七、八〇、六二五 | 三、三、五、六三 | 三九 |
| 二年 | 六、四、五五〇 | 七、四、六、六六 | 二、五、六、〇八 | 三七 |
| 三年 | 六、九、二七五 | 七、五、〇、七九 | 二、五、七、二七 | 三三 |
| 四年一月 | 五、三、三三 | 六、三、四、二八 | 一、八、三、三〇 | 二九 |
| 二月 | 五、三、六二〇 | 六、一、二、〇五 | 一、六、四、七二 | 二七 |
| 三月 | 七、四、六八 | 七、七、七九 | 二、二、七、三四 | 二九 |
| 四月 | 六、三、六九 | 七、四、七一九 | 三、三、四、〇四 | 三三 |
| 五月 | 五、九、五五五 | 七、五、八〇一 | 三、〇、三、三〇 | 三七 |
| 六月 | 五、五、〇七 | 六、七、六六九 | 一、七、六、四 | 二七 |
| 七月 | 五、三、三〇 | 六、八、九三 | 二、〇、四、八三 | 二九 |
| 八月 | 五、八、五五 | 七、三、一、九七 | 二、〇、六、五九 | 二八 |

有スル組合ニ對シ政
府ヨリ補助ヲ與フル
ノ制度ニヨリ有效ナ
ル失業保險制度ヲ設
クルコトヲ勸告スレ

(13) 職業紹介法によつて
認可された紹介所は
大正十一年に百一で
あつたが昭和三年に
は二百十九を算する
に至つた。

原則とし、紹介所設立に要する調辨費の二分の一設立後の經常
費の六分の一は國庫から補助される。而して全國的に事業の
聯絡を圖るために、内務大臣監督の下に、中央職業紹介事務局を
東京に、地方職業紹介事務局を東京・大阪・名古屋・福岡に設置し、別
に學者・企業家及び労働者の代表者を委員とする職業紹介委員
會を設けて諮問機關としてある。紹介料は傭主・被傭者共に無
料とし、必要な場合には求職者に旅費を給する。⁽¹³⁾

研究問題 1. 失業者保護の必要を論せよ。 2. 失業者の效濟策中就れ
が理想的方法であるか。

第四節 最低賃銀法

最低賃銀法の意義 最低賃銀法とは國家が労働者の賃銀の
低落を遮斷する境界點を公定する制度を云ふ。如何なる場合
に於ても又如何なる事業に於ても、其境界點以上の賃銀を維持

(1) 此制度は一八九〇年代先づニュージラード及び濠洲に於て採用せられ英國は一九〇九年にアメリカは一九一二年に此制度を採用した。大戦後に於て廣く諸國に行き互つた。

(2) ニュー・サウス・ウェールズの法律では成年男子労働者の場合はその妻及び十四歳以下の小児の必要をも含め成年女子労働者

し、労働者の生活に餘裕を與へ、能ふ限り其生活を安定せしめんとする主旨に出づるものである。(1)

この最低賃銀を公定する場合には一般賃率を標準とするものと生活費を標準とするものがある、之を一般賃率主義及生活費主義と云ふ。

一般賃率主義とは或種の職業に従事する労働者の賃銀が、之と同種若くは類似の職業に従事する、他地方若くは同地方の労働者の賃銀に比較して、少なき時はこれと同程度に増加せしめる方法である。生活費主義とは或種の労働者が一定時一定場所に於て生活費幾何を要するやを計算し、其生活費に相等する丈の賃銀を得しめるやう賃率を決定する方法である。(2)

最低賃銀法の適用 一般賃率主義を採用するも、生活費主義を採用するも、一旦賃率が公定された以上、雇主をして最低賃銀

の場合は被扶養者なき婦人の必要を基礎としてある。而してこの必要とは單純な生活費に止まらず健康や相當の體裁を維持する費用及び慰安をも與ふべき費用が見積られるのである。

(3) 國際労働立法協會は一九一二年一般原則を掲げて、「賃銀委員會の制度を設けて最低賃銀を決定するに非れば家内労働者の保護は充分ならずと認む」と云ふ決議をした。

公定の法規に服従せしめ、雇主が労働者に對して公定率よりも低率の賃銀を支拂へば、法律上の制裁を加へるのである。而して如何なる種類の産業に此制度を適用するかは、各國其國情によつて異なるが、労働者が常に事業主の壓迫を蒙り、低廉な賃銀の下に、非衛生の場所Unhealthy and Unpleasantで長時間労働する産業、即ち所謂流汗工業Sweatshop Industry(家内工業)に對して行はれるのが常である。(3) 又女子及び少年労働者若くは不熟練労働者は労働組合を組織して、自ら雇傭條件の改善を圖ることは、種々不便と困難を伴ふから、常に雇主の爲めに乘ぜられ、不當に低廉な賃銀を與へられ、不衛生極まる生活を營んでゐる。さればこれ等の労働者の屬する産業に對しても比制度を適用する必要のあることは論を俟たない。

最低賃銀法の重要 最低賃銀法の制定によつて労働者に對し其賃銀の最低標準を或る點に維持する一方に、労働者の自助

(4) 昭和三年第十一回國際労働總會に於て決議した條約案に於て「各締盟國ハ團體協約又ハ其他ノ方法ニヨル賃銀ノ有效ナル規律ノ爲メノ施設存セズ且ツ賃銀ガ例外的ニ低廉ナル一定ノ職業又ハ職業ノ一部(特ニ家内労働)ニ使用セラレル労働者ノ爲メ最低賃銀決定機關ヲ創設又ハ維持スベキコトヲ約ス」とある。

的團體即ち労働組合の勢力を利用して、賃銀の最高限度を時代相應に高めて行くならば、茲に労働者の生活は安定し、ひいては社會に有利なる影響を及ぼすこととなる。されば世界大戰以後本法は著しき發達を遂げ、各國の採用する所となつたことは社會政策の一進歩をして大いに注意すべき事態と云はなければならぬ。我國に於ては未だ此制度の適用を見るに至らない。

研究問題

1. 最低賃銀制度を論ぜよ。

第三編 財政學

第一章 總論

第一節 財政及財政學

財政の意義 財政とは國家及び公共團體の經濟である。⁽¹⁾ 國家及び公共團體がその共同生活の治安を圖り、福利を進める爲めには多大の費用を要する。これ等費用を經費と云ひ、經費を支辨するを支出と云ふ。此支出をなすが爲めには何等かの方法を以て所要の資料を獲得しなければならぬ。之を收入と云ふ。國家及び公共團體は一方に此收入を得、他方に之を支出して以て經濟を營んでゐる。此關係を公經濟又は財政と云ふ。

財政と私經濟 財政(公經濟)と私經濟とは共に一方に收入を得、他方に支出をなし、且つその活動はいづれも經濟主義に基

(1) Finance は元ラテン語の Finare に出で裁判上の金錢授受を意味したのであるが中世佛蘭西に於て Finance を政府の金銀及財産に關する意義に用ひてから諸國之に做つて國家及公共團體の經濟を指すやうになつた。

(2) 過去專制政治が行はれ、官廷の豪華の爲め民の膏血を絞つた時代には、財政と私經濟の區別はなかつた。

(3) 國家、公共團體が私法關係に立つ場合は例外である。
(4) 財政を強制經濟とも云ふ。

てなすものであるから、兩者は根本的には別個のものではない。(2) けれども國家及び公共團體と各個人とは本來その存在の目的を異にするのみならず、所要資料獲得の方法も同じくないから、兩者は性質上之を截然區別しなければならぬ。今その要點の主なるものを挙げる。

- 一、財政は汎く人民の福利を進めることを目的とするが、私經濟は利己的・具體的・欲望増進を目的とする。
- 二、國家は權力の主體である。公共團體も亦國家によりて賦與せられたる權力を有つ。故に財政に於ては其必要とする經費を、強制的手段によつて徴收することが出来るが、私經濟に於ては賣買・贈與・遺贈等の任意的手段に依らなければならぬ。(3)(4)
- 三、財政は其經費を強制的に徴收し得るが故に支出を計りて

(5) 民の富めるは朕の富めるなりと昔の名君は云はれたがこの言葉は今日の財政を適切に云ひ表はしたものである。即ち必要のとき何時でも租稅其他の方法で收入を得ることが出来るから豫め國庫に蓄積して置く要はないとの意味に解することが出来る。

後に收入を定め得る。然るに私經濟は收入多く支出少なきを理想とするから收入を計りて支出を制する。前者は支出が主であつて收入は従である。後者は全く之に相反する。

四、財政は收支適合が原則であつて、收入は經費を以て限度とし、それ以下になつてはならぬと同時にそれ以上になつてはならぬ。私經濟では財の餘剰を主眼とするが故に、經費以上に收入を計ることが望ましい。(5)

五、財政は産業を獨占して他人の競争を禁ずる場合が頗る多いが、私經濟に於ては殆んど全く自由競争に委せられてゐる。(6)

六、國家・公共團體の存立は私人のそれに比して遙かに永遠である。従つて財政の手段及目的は遠く將來に亘つて定め

(6) 結合企業にありては永久の生命ありと見ることが出来るが消滅解散は豫期しなればならぬ。

(7) 國家が財政の主體たる點から見て國家を國庫 (Treasury) と呼ぶことがある。吾國に於ける國庫の制度は所謂金庫組織であつて中央・本金庫・支金庫の三者からなる。中央金庫は之を東京に設置して各地方の本金庫を統轄する。本金庫及支金庫は各地方に設置し本金庫は支金庫を統べる。本支金庫共に各其出納區域があつて其區域内の出納

事務を取扱ふ。日本銀行總裁は會計規則第十一條に依つて金庫出納役として金庫事務を掌理する

られるが、私經濟は其手段目的は多く一時的である。(6)

目 國家の財政と公共團體の財政 財政は國家及び公共團體の經濟であるから、國家の財政と公共團體の財政とに分たれる。公共團體の財政は地方財政とも云ふ。乍併地方財政は國家の財政に準じて説き得るを以て、本編に於ては主として國家の財政を説明するに止める。(7)

四 財政學

Science of Finance

財政學とは云ふまでもなく財政に關する學問である。詳しく言へば國家及び公共團體が其目的を達する爲めに必要な資料を、如何にして獲得し如何にして管理し如何にして使用するかの原理原則を研究する一の科學である。

然らば財政學の研究範圍はと云ふに、先づ第一に國家及び公共團體が其職分を行ふ爲め必要な資料即ち經費について研究しなければならぬ。此研究を經費論と云ふ。次に經費を支

辨するため、之に相應する收入を得る道を講じなければならぬ。此研究を收入論と云ふ。又財政に於ては收入と支出が均衡を保たなければならぬのであるが、臨時の必要等の爲め時には收支の均衡が破られることがある。此場合何等かの手段を用ひて舊來の均衡状態に復せしめなければならぬ。其手段として公債を利用することが多いから、此方面の研究をしなければならぬ。それが公債論である。更に又財政の收入支出は其範圍廣く且つ巨額であるから、常に一定の順序、手續を定めて之を行ふことが必要である。此方面の研究を財務行政論と云ふ。本編は此範圍順序に従つて講述する。

研究問題

1. 國家經濟(財政)と國民經濟とは同一に解して宜しきや。
2. 財政と私經濟の異同を述べよ。

第二章 經費論

第一節 經費の意義

■ **經費** Expenditureとは國家及び公共團體が其職分を行ふ爲めに支出する一切の費用を云ふのである。例へば官吏の俸給・營造物の建設費・維持費等の如きものである。而して一會計年度に於ける經費を特に歳出と云ふ。

往時は經濟の發達極めて幼稚であつたから、財政上必要なる財及び勤勞を直接人民より徵收して之を使用したのであるが、現時は貨幣經濟若くは之を基礎とする信用經濟の時代であるから、財政も亦貨幣を基礎として、之によつて諸種の財を購入したり必要なる勤勞を求めたりするやうになつた。⁽¹⁾⁽²⁾

■ **國民經濟と經費との關係** 財政の發達したる今日に於ては

(1) ゲフケンは「經費とは貨幣を以て表はしたる國家公共の必要物である」と定義した。

(2) シタインは「國家の經費は貨幣の流通を俟つて後始めて整理せられた」と言つた。

經費の金額は頗る大なるものがあるから、經費が國民經濟に及ぼす影響も至大と云はなければならぬ。經費が國民經濟と如何なる關係を有するやに就て古來二個の謬見がある。第一説は經費として國民より徵收する金額は、再び俸給・手當・官業經營費として國民の掌裡に復歸するから、經費は如何程増進しても國民經濟に及ぼす影響は有害なるものではないと説く。第二説は經費は國民の所得を損傷するから國民經濟上常に有害であると説く。

兩説とも極端に失し正鵠を得たものでないのは明白である。即ち第一説は經費は再び國民に復歸すると論ずるけれども、詳かに考へると必ずしもそうではない。何となれば經費の一部は常に國外に流出するのみならず、國內に留まるものと雖も、當初の納稅者にその負擔したると同一額が復歸することは稀で

あり、特殊の階級に居る人民に特殊の利益を與ふる結果を來すことが多いから、濫りに經費を増大せしめることは財政上不平を免れない。第二説は經費は國民の所得を損傷するから常に有害であると説く。勿論經費が國民の所得を削減することは事實である。乍併經費にして必要有利の事業に投ぜられ、兼ねて民力を疲弊せしめなかつたならば、之によつて一國收入の源泉を増殖し、若くは其源泉の頽廢を防ぐ効あるは言を俟たざる所であるから、經費を以て總て有害であると論ずることも誤であることは明瞭である。

之を要するに經費の國民經濟上に及ぼす影響は、審かに其結果を査定するにあらざれば容易に測定することは出來ないが、經費支辨の目的が國家全體の福祉を増進するにある以上、福祉と相伴はざる經費は冗費として節約しなければならぬが、福祉

(3) ジヤン・ボードンは經費を官業に支辨する利益を論じ、その經費支辨のために技術者が工藝に従ひ貧民が職業を得、租税嫌惡の念を除去することが出来れば國家にとりて非常に利益であると言つた。

と相伴ふ經費については、之を節約するは却つて財政の活動を遲鈍にすることを思はなければならぬ。⁽³⁾

研究問題

1. 貯金の拂戻爲替保管金・供託金の拂戻は經費であるか。

2. 經費は生産的のものなりや消費的のものなりや。

第二節 經費の原則

■ **經費の原則** 經費は國家及び公共團體が其職分を行ふ爲めに必要な費用であるから、經費を計畫し之を支出するに當つては、次の如き一般原則に準據しなければならぬ。

一、政治的原則 國家が經費を如何に支出すべきか、換言すれば國家・公共團體が自ら營まねばならぬ事業は如何なるものなりやは、其政治の方針に従つて決定せられるのであるが、(イ)國權を以てするにあらざれば行ふべからざるもの例へば警察・裁判等の如きもの、(ロ)其事業の性質上政府の管轄

に委ねるのが適當であるもの例へば貨幣の鑄造郵便・電信・電話事業等の如きもの(ハ)營利的事業でなく然も公共の爲めに有益なるもの例へば教育・衛生に關する事業等に要する經費は、國家は必ず之を支出しなければならぬ。

二、財政的原則 經費は常に節約を旨とし、冗費を避け、小額の經費を以てなるべく最大の効果を收めることに努めなければならぬ。

三、經濟的原則 經費は國民經濟の發達を助け、進歩を促すことを要し、苟くも之を阻害し壓迫するやうなことがあつてはならぬ。従つて常に人民の負擔力を考慮して、可及的國民の苦痛を輕からしめ、而して以て國家の需要を充す方途を講じなければならぬ。⁽¹⁾⁽²⁾

四、社會的原則 經費を配分するに當り、國家は道德を守り、能

(1) ルロアポリシーは經費に應ずる所得の最

大部分たる租税が私經濟收入に對し五分乃至一割におれば適度にして一割以上に達すればやゝ重く一割五分乃至六分を以て超過すべからざる「限界」となした。⁽²⁾ ホックは一割五分を以て最高限度とした

く公正の途を得ることに勉めなければならぬ。國民全般から見て、必要且つ有益なるものに對しては、公平に分配して支出しなければならぬと同時に、或地方或階級に偏して支出することは最も慎しまなければならぬ。之等四個の原則が常によく遵守せられると否とによりて、經費が正當であるか冗費であるかの判断が下されるのであつて、四者共に尊重せられることにより經費は正當のものとなり、従つて國家・公共團體の目的と合致するのである。

研究問題 1. 經費は如何なる點に注意して支出すべきか。

第三節 經費の分類

經費は其區別すべき標準によりて雑多の分類を生ずるが、今其最も肝要なるものを摘載する。

■ 經費を支出上の性質によつて區別すれば經常費と臨時費と

(1) 經常と臨時の別は其實質と名稱の間に議論の餘地がある。例へば廳舎の改築費軍艦建造費の如きは臨時費に計上されるが之を恒久的に見れば經常費と云ふことも出来る。現に之等を經常費に計上する國もある。

になる。

一、經常費 *Ordinary Expenditure* 毎年繰返して永續的に支出せられる經費であつて、あまり急激には増減しないから、豫め之を算定することが出来るものである。教育費・國防費・官廳費の如きは之である。

二、臨時費 *Extraordinary Expenditure* 一時的且不定期に支出される經費であつて、概ね其額を豫定することの出来ないものである。戰費・震災復舊費・廳舎の新築改築費・軍艦建造費等は之である。(1)

三、經費を政務を標準として區別すれば憲法費・政務費・財務費に三大別することが出来る。

一、憲法費 *Constitutional Expenditure* 立憲國に於て憲法上の中央直接の機關に關する經費を云ふ。皇室費・議會費及び政府・樞密院・會計検査院・行政裁判所等に要する經費を含む。

二、政務費 *Administrative Expenditure* 憲法上の直接機關以外の行政上の必要より生ずる經費を云ふ。法制上の經費即ち司法費・警察費・外務費・及國防費・内務上の經費即ち産業教育・交通・社會政策等に要するものである。

三、財務費 *Financial Expenditure* 國家が政務を行ふに要する經費を調達するが爲めの經費であつて財務行政費と企業費とに分たる。財務行政費は租税及手数料の徴收費、現金の出納・保管・計算に要

| 國の歳出 (昭和三年度實行豫算) | | 地方公共團體の歳出 (昭和三年度豫算) | |
|------------------|-----------|---------------------|-----------|
| 各 省 別 | 千圓 | 千圓 | % |
| 皇室費 | 四、五〇〇 | 教育費 | 四三、五〇四 |
| 外務省 | 一九、三三三 | 土木費 | 三三、四八七 |
| 内務省 | 二〇六、二三三 | 公債費 | 三五、一三五 |
| 大藏省 | 四〇五、八五五 | 電氣及瓦斯事業費 | 二六、〇三〇 |
| 陸軍省 | 三三、九二二 | 役所及役場費 | 二一、八六七 |
| 海軍省 | 三六、三三三 | 衛生費 | 三三、七三三 |
| 司法部 | 三三、五九三 | 警察費 | 七九、五五八 |
| 文部省 | 三九、二五五 | 勸業費 | 七九、四五五 |
| 農林省 | 五〇、〇六三 | 社會事業費 | 八、四六一 |
| 商工省 | 一一、六〇三 | 其他 | 二七〇、五三四 |
| 逓信省 | 三三、五五一 | 計 | 一、七三三、九五四 |
| 計 | 一、七〇三、二六一 | 内 | 二〇〇 |
| 皇室費 | 四、五〇〇 | 道府縣費 | 四六、二七三 |
| 國債費 | 二九、六六二 | 市費 | 七四、八〇八 |
| 恩給年金 | 一四一、〇七三 | 町村費 | 五五、七六三 |
| 行政費 | 八七〇、七五一 | 水利組合費 | 二五、〇八三 |
| 軍事費 | 四八三、二七五 | 土功組合費 | 二 |
| 國庫豫備金 | 一四、〇〇〇 | | |
| 計 | 一、七〇三、二六一 | | |

(2) 帝國憲法六十六條に「皇室經費ハ現在ノ定額ニヨリ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セズ」と規定す。
憲法施行當時は年額三百萬圓であつたが明治四十三年度以降四百五十萬圓に増額されて今日に及ぶ。皇室の經費は世傳御料と皇室費とを以て支辨せられる。

(3) 我國議會費の主なるものは議員の歳費である。議長七千五百圓副議長四千五百圓議員三千圓で議員數は兩院を通じて八百六十餘人内衆議院の定員は四百六十四人である。

(4) 我國昭和三年度實行

豫算に於て經常臨時合計陸軍省に於て二億二千一百九十一萬餘圓海軍省に於て二億六千一百三十六萬餘圓總計四億八千三百二十七萬五千圓を計上したのである。歳出總額十七億三百二十六萬二千圓に對し二十八%を示す額である。

(5) 我國物件費の物件費に對する比率は毎年大體に於て二に對する一の割合である。

する出納費及び公債の募集・發行・利拂・元金償還・借替等に要する公債費を含む。企業費は大藏省の國有財産費・農林省の森林費・遞信省の郵便・電信・電話・郵便貯金・簡易保險等の經費・鐵道省の鐵道事業・商工省の製鐵事業・大藏省の專賣事業の經費の如きものを含む。

経費支辨の目標によつて區別すれば物件費と人件費とに分たる。(5)

一、物件費 *Article Expenditure* 國務に必要な物品の購入費又は生産費にして、諸種の設備・建物・軍艦等に要する經費は之に屬す。

二、人件費 *Personal Expenditure* 國務に使用する人に對する報酬にして、官吏の俸給・手當・年金等は之に屬す。

研究問題 1. 經費を分類せよ。

第四節 經費膨脹の趨勢

経費の膨脹 一家に於て其生活程度が昂進すると、支出も從つて増加するやうに、國家も亦文化が進歩し活動範圍が擴張するに伴ひて、經費は漸次膨脹する傾向をもつてゐる。我國の如きは明治元年の經費二千萬圓が昭和四年度豫算に於ては十七億五千二百餘萬圓を計上して

各 國 の 經 費 の 膨 脹

| 國名 | 明治七〇年 | 大正九十二年 | 倍數 |
|----|-------------|-------------|-----|
| 日本 | 二〇、一〇〇千圓 | 一、四八三、四一九 | 七四倍 |
| 英國 | 六、六六七千磅 | 八九三、四三七 | 一一倍 |
| 米國 | 三〇九、六五二萬法郎 | 二、一二七、〇五三 | 七倍 |
| 佛國 | 一一七、三〇〇萬利 | 四八、二〇〇、〇〇〇 | 四一倍 |
| 伊國 | 一、一五〇、〇〇〇千馬 | 二〇、四五四、八〇九 | 一八倍 |
| 獨國 | 四四〇、〇〇〇千馬 | 三五二、二九一、八九四 | 八〇倍 |
| 露國 | 四八一、七六三萬馬 | 二、九二七、〇九九 | 六一倍 |
| | | (一九一四年) | |

ある。實に八十七倍の増加である。乍併斯の如き傾向は我國だけではなく、極めて順調に國運の發展をなせる國に於ても之を見るのである。今その理由として凡そ次の三つを擧げることが出来る。

(1) 國費の三分の一に近き國防費は大正十一年二月華盛頓に於て成立した海軍軍備制限條約の結果各國とも多少整理縮小をなしたが猶各國は互に徹底せる緊縮を必要とする。

(2) 明治五年に始めて東京横濱間の國有鐵道が開通し其後國營と民營併存し三十九年から四十年に亘つて二千八百二十二哩を四億八千二百萬圓で買収以來國有鐵道の基礎が完全に成立つた。

(3) 郵便貯金(明治八年創設)簡易保險(大正五年創設)郵便年金(大正十五年度より實施)等は官營社會事業である。

(4) 煙草は明治八年より賣價二割の印紙税を課したが明治三十一年より專賣事業の形式に改めた。

(5) 鹽は日露戰爭後收益主義で專賣を始めたが後實費で供給してゐる。

(6) ロッセルは此趨勢を財政膨脹の法則又は歳出増加の法則と唱へ歳出の増加は年を追ふて甚しきも是れ免るべからざる或は必然の成行であると斷じた。

一、政府の職務又は事業の範圍の擴大したこと。文化の發達に伴ひ國防、教育、土木、交通等に關する職務事業は、いづれも其規模を大にする必要に迫られ、従つて從來の經費を以つて足れりとせず益々増加の傾向を示してゐる。

二、新たに政府の職務及び事業が増加したこと。政府の職務事業が新たに増加したことは明瞭な事實であつて、殊に社會の公益進捗に關する事業例へば鐵道、道路、衛生、社會事業、煙草專賣、鹽專賣等の事業は急激なる勢を以て増加し、之が爲めに政府の經費は著しく増大するに至つた。

三、物價が騰貴したこと。物價の騰貴は必ずしも永久的の現象ではないから、經費増進の理由として掲げることには不當であるかも知れないが、近年各國の經費増加を論ずるに當りては物價騰貴を度外視することは出来ない。例へば我

國の物價は大正二年(戰前)を百とすれば、九年に於て歐洲戰爭の影響を受け二五九と躍進し、爾來漸落傾向を辿り昭和元年に於ては一七九に低落して今日に及んでゐるが、それでも尙戰前に比して七八割騰貴してゐる。即ち貨幣の價値が戰前の約二分の一に下落した譯であるから、經費の増加するのも止むを得ないことである。

経費膨脹の是非 之を要するに各國に於ける經費の増加は大勢の動かすべからざるものであつて、實に財政上の趨勢である。(6) 乍併斯の如き趨勢は國家生活が漸次發展充實する實證であつて、寧ろ喜ぶべき現象であるが、唯其増加が國勢一班の發達に比較して調和を保てるや否やが問題である。若しも其調和が宜しければ經費増加の金額が如何に大であつても毫も憂ふるに足らないが、反對に其調和を失くしたならばその爲めに國

民の負擔を重からしめ、ひいては國民經濟の疲弊を來す原因となるのである。

研究問題

1. 現狀に鑑みて我國の經費膨脹の可否を論せよ。

第三章 收入論

第一節 收入の意義

● **收入** 國家及び公共團體が其職分を行ふ爲めに必要なる經費が定まると、次に其經費を支辨する爲めに收入を得る途を講じなければならぬ。即ち收入とは國家・公共團體の經費に充當する爲め、其金庫に收納する一切の金錢を云ふ。例へば租税・手数料・官業收入の如きものである。而して一會計年度に於ける收入を特に歳入と名ける。故に郵便貯金保管金・供託金の如きは國家・公共團體の計算に歸屬するものでないから收入とは云

(1) 地方公共團體に於ては勞務物品を以て給付せしめることがある。

へない。又人民より提供せしめる勞務又は物資の如きは金錢に換算せられるものでないから收入ではない。(1)

研究問題

1. 經費及び收入と貨幣との關係を述べよ。

第二節 收入の分類

● 收入を其收入上の性質によつて區別するときには**經常收入**と**臨時收入**とに分たれる。

一、**經常收入** *Ordinary Revenue* 每會計年度に於て規則正しく國庫に入り來る收入を云ひ、租税收入・官業收入等は之に屬す。

二、**臨時收入** *Extraordinary Revenue* 每會計年度に於て一時的に國庫に入り來る收入を云ふ。官有財産又は官業の拂下、償金の受入、借入金の種類は之に屬する。

財政上の原則に従へば經常費は經常收入を以て、臨時費は臨時收入を以て支辨するのが普通であるけれども、事實上は必ず

しも此原則に従つてゐない。

● 經常收入は其發生の原因によりて公經濟的収入と私經濟的収入とに分たれる。

一、公經濟的収入 國家が權力によつて國民より徵收する収入を云ふ。

其一般的性

| 國家の歲入 (昭和三年度實行豫算) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|---------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|-----------|--------|
| 租 | 稅 | | | | | | | | | | 其他 | 合計 | % | | | | | | | |
| 地租 | 所得稅 | 營業收益稅 | 資本利子稅 | 相續業稅 | 鑛業稅 | 兌換銀行券稅 | 發行稅 | 酒稅 | 清涼飲料稅 | 砂糖消費稅 | 織物消費稅 | 取引所稅 | 關稅 | 噸稅 | 計 | | | | | |
| 二二,三三六 | 六七,二二三 | 六三,七六六 | 一五,九三三 | 三,四五六 | 五,三八一 | 四,一五一 | 二二六,四五五 | 四,一六九 | 七六,五五四 | 三三,七四七 | 一四,八六〇 | 一四,〇六九 | 一,五九九 | 九〇,四七六 | 四三,三三四 | 六四,〇〇〇 | 一〇九,七三二 | 七五,五七三 | 一,七〇三,六三三 | |
| (三) | (七) | (七) | (三) | (三) | (三) | (五) | (二六) | (〇五) | (九) | (四) | (三) | (二) | (二) | (二〇) | (五) | (四) | (六) | (四) | (〇) | |
| 地方公共團體の歲入 (昭和三年度豫算) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地租附加稅 | 營業收益稅 | 附加稅 | 附加稅 | 附加稅 | 附加稅 | 附加稅 | 附加稅 | 附加稅 | 附加稅 | 附加稅 | 附加稅 | 附加稅 | 附加稅 | 附加稅 | 附加稅 | 附加稅 | 附加稅 | 附加稅 | 附加稅 | 附加稅 |
| 二二,三三六 | 五九,八四三 | 四六,七六七 | 一四,二八四 | 三,七六三 | 五,三六三 | 四,一五一 | 一九,五五六 | 一,七八三 | 七,八三三 | 一三,三六八 | 四,九四四 | 一,五九九 | 九〇,四七六 | 三三,〇六〇 | 二七,五三三 | 一,七〇三 | 三三,〇六〇 | 三三,〇六〇 | 三三,〇六〇 | 三三,〇六〇 |
| (七) | (九) | (七) | (三) | (四) | (三) | (五) | (三) | (二) | (六) | (五) | (七) | (二) | (二〇) | (三) | (三) | (三) | (三) | (三) | (三) | (三) |

質を有するものを租稅と稱し、其特殊的性質を有するものを手數料と云ふ。租稅は國家徵稅權の運用に基く收入であつて、負擔者の意志を顧慮せずして強制的に徵收するもので、其負擔者に對しては特別の利益を與へないものである。手數料は國家が司法上並に行政上の職分を履行するに當り、特殊の人に特殊の利益を與へたる場合、其利益享受者に賦課する報償を云ふ。尙租稅・手數料の外に使用料・特別賦課金・違法金等があるが、これ等も公經濟的収入と見ることが出来る。

二、私經濟的収入 國家が私人と同等の資格に於て普通の經濟上の原則に従ひ、其財産及び事業より得る収入である。故に私經濟的収入に於ては負擔をなすものは任意的であつて、且つ其負擔に對しては大體に於て負擔に相等する利

益を得るのが常である。私經濟的收入を與ふる國家の財産及び事業の主なるものは國有土地・國有森林・國有鑛山・官業工業・郵便電信電話事業・鐵道事業等である。

研究問題 1. 經常收入・臨時收入・公經濟的收入・私經濟的收入の例を擧げよ。

第四章 租稅總論

第一節 租稅の意義及び術語

■ 租稅 租稅とは一般的の經費に充てる爲め、一般的に人民より強制徴收する國家公共團體の金錢收入である。⁽¹⁾ 今其性質を分説すれば

一、租稅は一般的經費に充てるものである。國家の經費には一般の事務に要する費用と、特別の事務に要する費用とがある。租稅はこの一般的事務に要する經費支辨を目的と

(1) 租稅の發達は洋の東西其揆を一にし人民が自由意志で君主に獻納した貢物から始まる。

(2) フランクリンは「吾人が例外なく服従せざるべからざるもの二あり。死亡と納稅之なり」と言つた。

(3) 帝國憲法第二十一條に「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス」又第六十二條には「新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムベシ」と定められてある。

(4) 租稅の學說に公共福利說・租稅交換說・保險料說・租稅義務說

するに要する費用に充てるものである。

二、租稅は一般的に人民より徴收するものである。租稅を納むるは營に法文上の義務たるに止まらず、苟も國家の存立する以上は殆んど先天的に賦與せられたる人民の義務である。⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾ 従つて總ての人民は其負擔能力に應じて共同して負擔しなければならぬ。之を國家の側より云へば、之を人民より徴收することは、實に其權利であると曰はねばならぬ。この國家の權利を徵稅權又は財政權と云ふ。⁽⁵⁾

三、租稅は財政權によりて強制的に徴收するものである。租稅は人民と國家との合意を以て課するのではなく、所謂財政權を以て強制的に徴收するのであつて、人民の意志如何は問ふ所ではない。従つて亦何等報償の性質も有してゐ

四、租稅は金錢收入である。金錢を以てすることは租稅の觀

等があるが今日の租税理論は租税義務説である。

(5) ホフマンは「何人が租税を納付すべきやを定むるは獨り國家の權能に屬す」と言つた。

(6) 我國に於ては明治維新以前は物品若くは勞役給付が主たる租税であつたが明治以後は金納を以て原則とし八丈島の地租のみは黄八丈を以て納付することを許した。明治四十三年分地租から法律を以て金納に換算現金を以て納付せしめることとなり國稅の物納は全くなくなつた。

(7) 重農學派の學者は課税物件を土地に限つた。

念として其要件ではないが、現時貨幣經濟の時代にあつては、租税は貨幣を以て徵收するのが常であるから、大體に於て金錢上の收入であると云つても差支はない。⁽⁶⁾

租税の術語 租税については一定の術語がある。今その重要なるものを次に擧げる。

- 一、課税標準・租税客體(課税物件)・租税主體 課税標準とは租税を賦課する標準であり、租税客體とは租税賦課の目標となるものである。又租税主體とは租税を賦課せられる人を云ふ。⁽⁷⁾ 例へば所得稅の課税標準は所得額であり、租税客體は所得であり、租税主體は所得を得る人である。
- 二、税源 税源とは租税が事實上支拂はれる所の根源である。例へば所得稅に於ける所得、營業收益稅に於ける純益等の如きものである。従つて税源と課税物件とは同一なること

ともあるが相異なる場合も多い。例へば所得稅に於て所得は税源であると同時に課税物件であるが、營業收益稅に於ては其税源は營業の純益であつて、課税物件は營業である。又酒稅に於ては酒の釀造と云ふ事實が課税物件であるが、税源は酒の消費者の所得である。

三、納税者・擔税者 納税者とは法律の規定によりて納税の義務を負ふ者にして、結局自己が之を負擔するか否かは問ふ所ではない。之に反して擔税者とは自ら租税を納付するとせざるとに拘らず事實上之を負擔する者を云ふ。納税者と擔税者とは一致する場合としない場合がある。直接税は多く一致するが、間接税は一致しないのが常である。

四、租税の單位・稅率 租税の單位とは課税物件の一定の量を云ひ、稅率とは租税の單位に賦課する稅金の割合を云ふ。

(8) 關稅定率表の如く多數の物品に對する稅率をまとめたものを稅表と云ふ。

例へば所得額千二百圓を超ゆる金額は百分の二の所得稅を酒一石につき四十圓の酒稅を課すと云ふときは、千二百圓を超える金額、酒一石は租稅の單位であつて百分の二・四十圓は稅率である。

五、租稅臺帳 租稅臺帳とは租稅の主體・客體・其他課稅に必要な事項を載録せる官簿を云ふ。例へば土地臺帳の如きものである。(9)

研究問題 1. 郵便電信料・授業料・罰金・科料・寄附金及同業組合費等は租稅であるか。 2. 各種租稅につき術語を當て嵌めてみよ。

第二節 租稅の原則

租稅を賦課し徵收するに當りては、其利害得失のよつて以て立つ所の規範が立てられねばならぬ。所謂租稅の原則であつてアダム・スミスが平等・確實・便利・最少經費の四大原則を擧げて

Canon of Taxation

(1) スミスの四大原則は租稅論上の眞理であることは勿論であるが總て自明の事柄のみであつて學理として攻究の餘地極めて少ないとの批難を受けた。(2) ジョン・モーレーは「革命の原因に二つある。其一は宗教であつて他は租稅である」と云つた。

(3) 封建時代に於ては租稅は單に農民のみが納め武士の如きは全

以來、多數の財政學者は之を加除訂正して種々の原則を設くるに至つた。(1) 而して今日最も普通に行はるゝものは次の三大原則である。

一、公正の原則 租稅は強制されたる義務であるから、其配分を最も公正にしなければ、民心の不平を誘發するばかりでなく、社會生活に波瀾を起さしめる憂がある。(2) 而して現時に於て公正の意義を最も強く表現するものは普遍と公平の觀念である。即ち租稅は總ての人に普及し、且つ其負擔が公平でなければならぬ。従つて公正の原則は普遍の原則と公平の原則の二方面より論ずることが出来る。

(イ) 普遍の原則 凡そ國民は總て納稅の義務を負ふのであつて特に或階級のみ之を負擔すべきではない。(3) 故に租稅は總ての階級を通じて徵收せられなければならぬ。之を普

く負擔を免れてゐた。

遍の原則と云ふ。乍併今日に於ても此原則の除外例をなすものがあることに注意しなければならぬ。例へば皇室及皇族に對しては其尊嚴を保つ爲めに、外國の君主又は其代表者に對しては敬意を表する趣旨を以て、公法人・公益法人は公益上其活動獎勵の爲めに、更に、社會の下級に屬する者に對しては社會政策上の見地から、いづれも課税を避けるのが一般の原則である。

(4) 我現行法に於ては純益四百圓未満の小營業者及び千二百圓未満の小所得者に對しては營業收益税所得税を免除せられる。

(ロ)公平の原則 茲に公平と云ふのはその負擔が各人に平等に配分せられることではない。現今の社會は洗ふが如き赤貧者もあれば、山をなす鉅萬の財寶を有する素封家もある。かく貧富の懸隔あるに拘らず、同額の租税を負擔することは決して公平とは云へない。富者に重く貧者に軽く課してこそ即ち公平である。(4) 故に公平の原則に適合せし

(5) 昔時歐洲に於て男女を問はず戸主と家族とを論ぜず苟も人たるものは一人若干の税金を負擔する分頭税なるものがあつたが此種のもは公平の原則に反するものである。

(6) 茲に云ふ所得は一定期間に規則正しく得られる収入即ち狹義の所得と一時的偶發的の収入例へば相續贈與等によりて得たる収入をも含む。

めるには、各人をして其經濟能力に比例して租税を負擔せしめなければならぬ。之を應能負擔の原則と云ひ、その負擔し得る經濟上の能力を擔税力と云ふ。(5)

三 經濟上の原則 租税を徵收するに當つては、その國民經濟に及ぼす影響を考察し、苟も其發達を阻害し壓迫するものは避けなければならぬ。何となれば國民經濟の發達は即ち税源を豊にする所以であり、従つて租税負擔の苦痛を輕減する所以であるからである。この意味に於て經濟上の原則は次の二個の要件を含むことに注意しなければならぬ。

(イ)租税は所得を以て税源とすること。凡そ廣義の財産なる語は所得及所得の基本たる資産の二者を含む。租税徵收に際し、その税源として捉へ得るものは此二者の外にはないから、税源を求めると當つて、資産によるか所得によるか

は詳かに其利害得失を研究しなければならぬ。乍併もし税源を資産に求めるときは、個人の収入の源を減じ、従つて其經濟上の地位を低下するのみならず、かくの如き税源は久しからずして枯渇し、人民の苦痛を増大する結果となるから、國家非常の場合の外は税源を資産に求めてはならぬ。されば現時各國は何れも各人の所得を税源の中心として、あらゆる方面から各人の所得額に對し、或は直接に或は間接に賦課徴収をなしつゝある。然し各人の所得と雖も悉く租税を負擔するが爲めに存在するものではないから、總體の所得の中から自己生計上の必要費を除きたる所謂自由所得に賦課すべきや勿論である。

(ロ)租税は産業の發達を害せざること。素より租税は人民より強制的に徴収するものであるから、一般産業に多少の障

(7) 輸出税を設けて海外輸出の物品に課税するが如きは貿易の不振を來す惡税である

(8) 地租の如き農家が米を賣る時期所得税は決算期の前後に於て徴収することが望ましい。かくすれば苦痛を感じるものが比較的少ない。

害を與へることは免れないが、なるべく之を少なくすることとが肝要である。それが爲めには課税物件の選擇及徴収方法の二點に注意しなければならぬ。(7)(8)

目 財政上の原則 租税の財政上の原則とは、租税收入をして能く國家の經費を支辨するに足らしむる方鍼を示すにある。此點より見て此原則は左の三要件から成立つものである。

(イ)租税收入の充分なること。租税は國家全體の經費を支辨するの目的の下に徴収せられるものたる以上、租税收入が充分でなければならぬことは明瞭である。たとへ租税が公正の原則、經濟上の原則に適合しても、國庫に充分の收入を齎らさなければ決して良税とは云へない。乍併人民にとりては公正、經濟兩原則に適合する租税が望ましいのであるが、國家に取りては充分の收入を齎らす租税であるこ

とが必要である。故に實際に於て財政上の原則と他の二原則とは往々牴觸することを免れないのであるが、財政政策上最後の決定をなすに有力なるものは此財政上の原則である。この事は租税の本質上已むを得ないのである。

(9) 所得税消費税營業收益税等は發展力ある租税であるが地租の如きは發展力小である。

(ロ) 租税収入に發展力があること。現今文明國に於ては人口の増加並びに文化の進運に伴ひ、經費は漸次増進して殆んど停止する處を知らない有様であるから、もしも經常収入の大宗たる租税収入が絶えず増加しなければ經費に不足を告げることとなる。此點より見て發展力ある租税が最も望ましいのである。發展力ある租税とは、新たに租税を賦課することもなく、又税率を引上げなくても、人民の財産の増加するに従ひ、租税収入も自然に増加する租税を云ふ。(10)

(ハ) 徴税の手續上實収入を大にすること。租税徴收には必ず

(10) 最近の我國國稅徵收費は税金百圓につき約二圓二十錢である

徴税費用が要る。徴税費用を出来る丈少なくして、出来る丈多くの租税収入を得ねばならない。又なるべく徴税の容易なるもの、脱税の憂少なきものを選ばなければならぬ。

研究問題

1. 奢侈税は良税であるか。

第三節 租税の轉嫁及び歸着

一 租税の轉嫁 租税の轉嫁とは納税者が其一度納付した租税を轉じて他に嫁するを云ふ。納税者が其納付したる租税を他人の負擔に移さうとするは人の常態であるから、立法者が税法を定めるに當つて、この轉嫁を豫期し、實際負擔せしめたくない者に納税せしめ、之をして其負擔を他に移さしめんとすることがある。乍併立法者の豫期は必ずしも當らず、その爲めに意外の邊に事實上の負擔者を出し、或は納税者を苦めることがある

から、轉嫁については多大の注意を必要とする。租税の轉嫁には前轉、後轉及び消轉の三種類がある。

一、前轉 ONWARD SHIFTING 前轉とは立法者が豫期した通り一旦納税者が納付した租税を異日機會を捕へてその負擔を他人に移す經過を云ふ。例へば輸入商が輸入品に對する關税を支拂つた後、其税額丈を輸入品の價格に加算して小賣商人に轉嫁するから、結局其消費者が租税を負擔することゝなるが如きである。普通轉嫁と云へば此意味に用ひられる。

二、後轉 BACKWARD SHIFTING 後轉とは立法者の豫期に反して、納税者は其納付した租税を轉嫁することが出來ず、自ら終局の擔税者となる經過を云ふ。例へば織物税は豫め立法者が消費者に轉嫁することを期待するものであるが、若しも税率が高き場合或は不景氣にして販路不振の場合などには、其賦課せられ

(1) カナールは「舊税は良税なり」と云つた。新税は轉嫁の豫想が困難であるから國民經濟を攪亂することがあるが舊税は轉嫁の有無が一般に熟知されてゐるから國民經濟に悪影響を及ぼさないと云ふに基く説である。

た租税を代價の中に包含せしめて販賣することが出來ない。従つて納税者自ら負擔者とならざるを得ないやうな場合である。

三、消轉 消轉とは納税者が生産方法等の改良によりて、其賦課せられたる税額又はそれ以上生産費を減少せしめたる場合には、納税者はたとへ自ら之を負擔するも、この生産費減少によつて相殺せられ、何人にも負擔の及ばない状態を云ふ。

目 租税の歸着 租税の歸着とは事實上租税が負擔者に歸するを云ふ。直接歸着、間接歸着の二種類がある。

一、直接歸着 DIRECT INCIDENCE 直接歸着とは法律上の納税者が事實上擔税者となる場合を云ひ、地租、所得税等に於て之を見る。

二、間接歸着 INDIRECT INCIDENCE 間接歸着とは租税の轉嫁によつて、納税者以外

の第三者が擔稅者となる場合を云ふのであつて、消費稅に於て之を見る。

研究問題

1. 前轉・後轉・消轉・直接歸着・間接歸着の實例を擧げよ。 2. 轉嫁の行はれなかつた時代はあるか。

第四節 租稅の分類

租稅は種々の標準により種々に分類することが出来る。左に普通重要なるものを擧げて説明する。

■ 物納稅・金納稅課役 納稅物件の種類による區別であつて物

納稅とは物品を以て租稅を納めるものを云ふ。我國古代の法

制に於て、調と云ひ布を以て納めたのは其例である。⁽¹⁾ 金納稅と

は貨幣を以て支拂ふ一切の租稅を云ふ。現時貨幣經濟の時代

に於ては金納稅を以て原則とする。課役とは物品を以て租稅を納むる代りに、人の勞力を以てするものであつて、我國古代の

(1) 明治初年八丈島に於て地租を黃八丈を以て納めたのは物納稅である。

庸の制は其例である。

■ 人稅・物稅 個人的事情の斟酌の有無による區別であつて人

稅とは納稅者を目標とし、其財産や所得並びに個人的事情を斟酌して賦課する租稅である。所得稅は其適例である。物稅と

は個人を離れて全く客觀的に其財産又は收益の方面のみを見て賦課する租稅である。資本利子稅及び消費稅の多くは其例である。

■ 配賦稅・定率稅 租稅を賦課する形式による區別で、配賦稅と

は法律を以て全體の徵稅額を定め、之を租稅主體たる納稅者又は租稅客體たる課稅目的物に其稅額を配賦するものを云ふ。

従つて人民各自の負擔する稅額稅率は、配賦後でなければ知ることが出来ない。定率稅とは豫め法律を以て其稅率を定め、之

を租稅の單位に乗じて賦課するものである。従つて徵稅額は

(2) 中央政府の經費を地方官廳に割當て、賦課するを配賦金と云ひ配賦稅の一種である。

(3) 配賦税の例は佛蘭西に於て見るのであつて地租動産税戸窓税の如きいづれもこの税法によつてある。我國に於ては此種の租税はない。

(4) ヘツケルは「國家信用の發達したる現代に於ては臨時税は國家非常の際に於ても避けることが出来る。唯國家の信用が枯渴した時のみ適用すべきである」と説いた。

(5) 日露戰爭中に行はれた非常特別税法は臨時税である。又最近の世界戰爭に際しての戰時利得税もその一種である。

徴收の結果を俟たなければ之を確めることは出来ない。前者は收入確實であるが、正確に配賦することは困難であつて、人民負擔の上に不公平を生じ易い。(3) 後者は之に反して豫算額と徴收額との間に差異を生ずることは免れないが、各人の税額は始めから一定してゐるから其負擔は公平となる。今日文明國は殆んど定率税を採用してゐる。

四 平時税 臨時税 課税の時による區別であつて、平時税とは平時の財政に於て、繰返して規則正しく賦課する租税を云ひ、臨時税とは財政上或特殊の事情が発生した時に、一時限り賦課する租税を云ふ。(4)(5)

四 内國税 國境税 内國税とは國內に於て賦課徴收する一切の租税を云ひ、國境税とは國境に於て内外人民より徴收する租税を云ふ。國境税には輸出税、輸入税及び通過税の三種があるが

今日行はれるのは輸入税のみである。

四 直接税 間接税 課税の技術を標準とした區別である。直接税とは租税が直接納税者に歸着すると豫期されてゐる租税である。

所得税、地租、資本利子税等は之に屬する。間接税とは轉嫁によつて間接に擔税者に歸着すると豫期されてゐる租税である。消費税は多く之に屬する。直接税に於ては納税者は法律によりて定期に負擔しなければならぬから、嫌惡の情を生じ易いが、間接税に於ては擔税者の自由意思によつて負擔するが故に、嫌惡を感じずる念は極めて薄い。(6)(7) 乍併間接税は不景氣に際して收入減じ、税率を増しても増收が容易でない缺點がある。

研究問題 1. 直接税と間接税の長所短所を述べよ。

第五節 租税制度

現今各國の租税は其種類多種多様であるが、之等の租税はい

(6) 我國酒税の如く明治初年以來度々税率を増したけれども國民の反對は地租の如く甚しくはなかつた。

(7) 直接税間接税の區別は實際に於て學理上の區別と必ずしも一致しない。各國は各其慣習によつて定めて居る。

づれも相互に連關して、統一ある一個の體系をなし、相合して國民負擔の均衡を圖る主旨の下に統一されてをる。之を租稅制度と云ふ。乍然一國の租稅制度は必ずしも多種類の租稅によるを要しない。單一の租稅を以て制度とすることも可能である。多種類の租稅を採用するを複稅制度と云ひ、單一の租稅に依るものを單稅制度と云ふ。

■單稅制度 單稅制度には土地單稅說、消費單稅說、財產單稅說及び所得單稅說等がある。⁽¹⁾ いづれも徵收の方法が簡單で、徵收費を節約することが出來、又國民の各種產業に對し監督干涉を加へる必要が減少する等の利益はあるが、同時に單一制度は租稅收入に發展力少なく、負擔の公平を失し、脱稅を多からしめる等の缺點がある。つまり一利一害があるが、其弊害を除去することは容易ならざる事情があるから、此制度は未だ各國の採用

(1) 佛蘭西重農學派の學者は自家特有の學說に基いて土地單稅論を主張し、其後英國にヘンリー・ジョージ現はれ土地單稅論を極端に提唱し一時世間の議論を喚起した

する所となつてゐない。

■複稅制度 單稅制度にして實行の可能性なきものとすれば勢ひ複稅制度を採用する外途はない。現今各國は總て此制度を採用す。然れども複稅制度も其組織當を得ざれば徒らに課稅を複雑ならしめる許りであつて、公平なる賦課をなすことは不可能である。されば既に述べた租稅の原則の要求する處に従ひ、其最も優良なるもののみを選び、其數は多數であつても、それ等が合理的に統一を保ち、首尾脈絡一貫して理論上、實行上共に適當なることを期しなければならぬ。

■我國の租稅制度 我國の租稅は所得稅、收益稅、財產稅、交通稅及消費稅の五種より成る。元來所得は個人の經濟力を最も如實に現はすものであつて、所得多きものは擔稅力多く、所得少なきものは擔稅力少なき筈であるから所得は最も適當なる租稅